

# 静岡県地域防災計画

## 新旧対照表（案）

令和6年8月

頁	旧	新	備考
	<div data-bbox="222 193 1139 317" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; text-align: center; padding: 5px;"> <h2 style="margin: 0;">静岡県地域防災計画</h2> </div> <div data-bbox="371 348 1062 432" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; text-align: center; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="margin: 0;">共通対策編</p> </div> <div data-bbox="296 453 973 537" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; text-align: center; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p style="margin: 0;">地震対策編</p> </div> <div data-bbox="296 558 973 642" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; text-align: center; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p style="margin: 0;">津波対策編</p> </div> <div data-bbox="296 663 973 747" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; text-align: center; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p style="margin: 0;">原子力災害対策編</p> </div> <div data-bbox="296 768 973 852" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; text-align: center; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p style="margin: 0;">風水害対策編</p> </div> <div data-bbox="296 873 973 957" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; text-align: center; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p style="margin: 0;">火山災害対策編</p> </div> <div data-bbox="296 978 973 1062" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; text-align: center; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p style="margin: 0;">大火災対策編</p> </div> <div data-bbox="296 1083 973 1167" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; text-align: center; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p style="margin: 0;">大規模事故対策編</p> </div> <div data-bbox="385 1251 765 1335" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; text-align: center; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="margin: 0;">資料編 I</p> </div> <div data-bbox="385 1356 765 1440" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; text-align: center; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p style="margin: 0;">資料編 II</p> </div> <div data-bbox="783 1241 1205 1440" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>資料編 I 及び II は静岡県ホームページに掲載しております。 【資料編掲載URL】 <a href="http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/seisaku/keikaku.html">http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/seisaku/keikaku.html</a></p> </div>	<div data-bbox="1249 193 2166 317" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; text-align: center; padding: 5px;"> <h2 style="margin: 0;">静岡県地域防災計画</h2> </div> <div data-bbox="1397 348 2089 432" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; text-align: center; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="margin: 0;">共通対策編</p> </div> <div data-bbox="1323 453 2000 537" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; text-align: center; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p style="margin: 0;">地震対策編</p> </div> <div data-bbox="1323 558 2000 642" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; text-align: center; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p style="margin: 0;">津波対策編</p> </div> <div data-bbox="1323 663 2000 747" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; text-align: center; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p style="margin: 0;">原子力災害対策編</p> </div> <div data-bbox="1323 768 2000 852" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; text-align: center; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p style="margin: 0;">風水害対策編</p> </div> <div data-bbox="1323 873 2000 957" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; text-align: center; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p style="margin: 0;">火山災害対策編</p> </div> <div data-bbox="1323 978 2000 1062" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; text-align: center; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p style="margin: 0;">大火災対策編</p> </div> <div data-bbox="1323 1083 2000 1167" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; text-align: center; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p style="margin: 0;">大規模事故対策編</p> </div> <div data-bbox="1412 1251 1792 1335" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; text-align: center; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="margin: 0;">資料編 I</p> </div> <div data-bbox="1412 1356 1792 1440" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; text-align: center; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p style="margin: 0;">資料編 II</p> </div> <div data-bbox="1810 1241 2231 1440" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>資料編 I 及び II は静岡県ホームページに掲載しております。 【資料編掲載URL】 <a href="https://www.pref.shizuoka.jp/bosai/kinkyu/sonae/bosaikeikaku/102986_2.html">https://www.pref.shizuoka.jp/bosai/kinkyu/sonae/bosaikeikaku/102986_2.html</a></p> </div>	<p style="margin-top: 591px;">静岡県ホームページのURL変更に伴う修正</p>

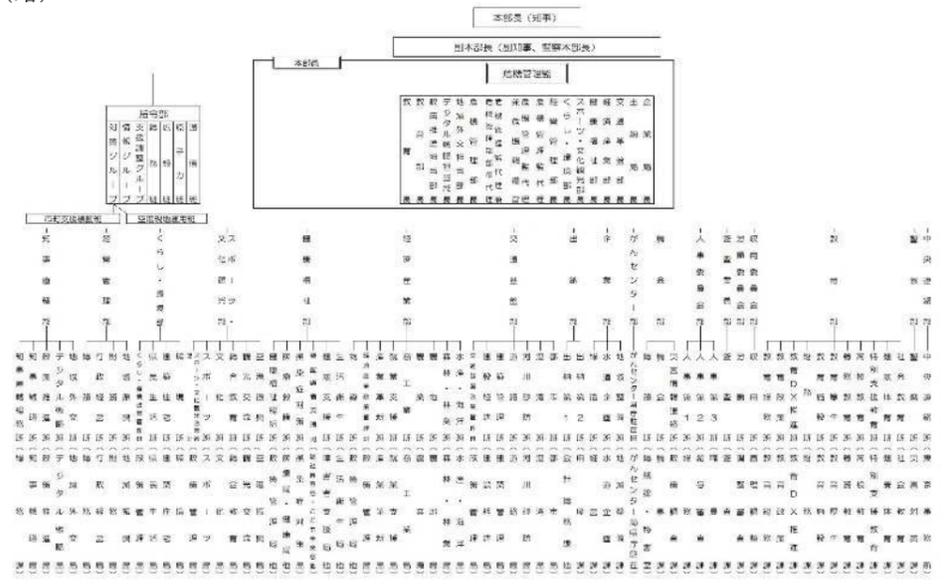
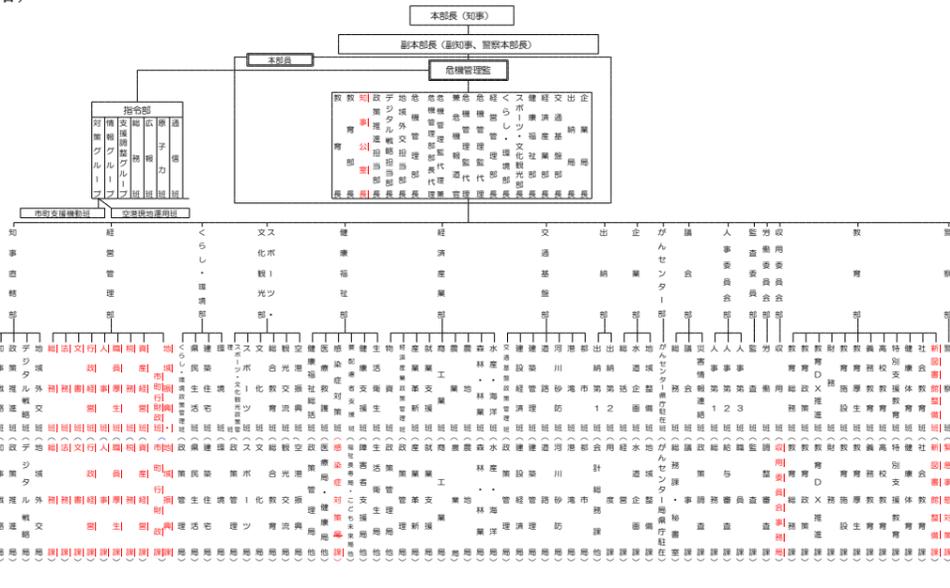
1 共通対策編

頁	旧	新	備考																												
4	<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第1節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>環境省 関東地方環境事務所</td> <td>(略) ウ 行政機関等との連絡調整、<u>被災状況</u>・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第4節 予想される災害と地域</p> <p>5 土石流・地すべり・がけ崩れ</p>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	環境省 関東地方環境事務所	(略) ウ 行政機関等との連絡調整、 <u>被災状況</u> ・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等	(略)	(略)	<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第1節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>環境省 関東地方環境事務所</td> <td>(略) ウ 行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第4節 予想される災害と地域</p> <p>5 土石流・地すべり・がけ崩れ</p>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	環境省 関東地方環境事務所	(略) ウ 行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等	(略)	(略)	<p>文言修正</p>												
機 関 名	処理すべき事務又は業務																														
(略)	(略)																														
環境省 関東地方環境事務所	(略) ウ 行政機関等との連絡調整、 <u>被災状況</u> ・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等																														
(略)	(略)																														
機 関 名	処理すべき事務又は業務																														
(略)	(略)																														
環境省 関東地方環境事務所	(略) ウ 行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等																														
(略)	(略)																														
13	<p>○県内で砂防指定地が1,725箇所、地すべり防止区域が190箇所、急傾斜地崩壊危険区域が1,306箇所及び土砂災害警戒区域が18,218箇所(いずれも令和3年度末)指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。(資料編Ⅱ4-2-1~4-2-3、4-2-9参照)</p> <p>(略)</p> <p>第2章 災害予防計画 (略)</p> <p>第1節 通信施設等設備改良計画 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>通信設備の 防災対策</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定公共機関の電気通信事業者は、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用移動無線機、非常用移動電話局装置及び非常用移動電源車の配備、安全な設置場所の確保など、多様な手段の確保に努める。</li> <li>県は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、巡視船、車両、人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム(ヘリサット)、航空機運用総合調整システム(FOCS)、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するよう努める。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>防災関係機 関等相互間 の通信手段</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>フレッシュボイスの導入によって、テレビ会議の開催による災害時における意思疎通や情報共有を推進する。</li> <li><u>(新設)</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>気象観測 施設の充足 整備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>県下にある気象観測の施設(「気象業務法」に基づき届出のあったもの。)は「静岡県水防計画書」(資料編第13表、第14表)のとおりである。</li> <li>気象庁は地域気象観測システムの整備によって、地域気象観測所(雨量、気温、風向・風速、湿度)18箇所、地域雨量観測所12箇所のオンライン・リアルタイム化を実施した。</li> <li>県では、静岡県土木総合防災情報システムの整備によって、雨量観測所117箇所、水位観測所159箇所のオンライン・リアルタイム化を実施した。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	通信設備の 防災対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定公共機関の電気通信事業者は、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用移動無線機、非常用移動電話局装置及び非常用移動電源車の配備、安全な設置場所の確保など、多様な手段の確保に努める。</li> <li>県は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、巡視船、車両、人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム(ヘリサット)、航空機運用総合調整システム(FOCS)、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するよう努める。</li> </ul>	(略)	(略)	防災関係機 関等相互間 の通信手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>フレッシュボイスの導入によって、テレビ会議の開催による災害時における意思疎通や情報共有を推進する。</li> <li><u>(新設)</u></li> </ul>	気象観測 施設の充足 整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>県下にある気象観測の施設(「気象業務法」に基づき届出のあったもの。)は「静岡県水防計画書」(資料編第13表、第14表)のとおりである。</li> <li>気象庁は地域気象観測システムの整備によって、地域気象観測所(雨量、気温、風向・風速、湿度)18箇所、地域雨量観測所12箇所のオンライン・リアルタイム化を実施した。</li> <li>県では、静岡県土木総合防災情報システムの整備によって、雨量観測所117箇所、水位観測所159箇所のオンライン・リアルタイム化を実施した。</li> </ul>	(略)	(略)	<p>○県内で砂防指定地が1,744箇所、地すべり防止区域が190箇所、急傾斜地崩壊危険区域が1,324箇所及び土砂災害警戒区域が18,242箇所(いずれも令和5年度末)指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。(資料編Ⅱ4-2-1~4-2-3、4-2-9参照)</p> <p>(略)</p> <p>第2章 災害予防計画 (略)</p> <p>第1節 通信施設等設備改良計画 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>通信設備の 防災対策</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定公共機関の電気通信事業者は、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用移動無線機、非常用移動電話局装置及び非常用移動電源車の配備、安全な設置場所の確保など、多様な手段の確保に努める。</li> <li>県は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、巡視船、車両、<u>SAR衛星を含む</u>人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム(ヘリサット)、航空機運用総合調整システム(FOCS)、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するよう努める。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>防災関係機 関等相互間 の通信手段</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>フレッシュボイスの導入によって、テレビ会議の開催による災害時における意思疎通や情報共有を推進する。</li> <li><u>県及び市町は通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>気象観測 施設の充足 整備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>県下にある気象観測の施設(「気象業務法」に基づき届出のあったもの。)は「静岡県水防計画書」(資料編第13表、第14表)のとおりである。</li> <li>気象庁は地域気象観測システムの整備によって、地域気象観測所(雨量、気温、風向・風速、湿度)18箇所、地域雨量観測所12箇所のオンライン・リアルタイム化を実施した。</li> <li>県では、静岡県土木総合防災情報システムの整備によって、雨量観測所118箇所、水位観測所159箇所のオンライン・リアルタイム化を実施した。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	通信設備の 防災対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定公共機関の電気通信事業者は、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用移動無線機、非常用移動電話局装置及び非常用移動電源車の配備、安全な設置場所の確保など、多様な手段の確保に努める。</li> <li>県は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、巡視船、車両、<u>SAR衛星を含む</u>人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム(ヘリサット)、航空機運用総合調整システム(FOCS)、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するよう努める。</li> </ul>	(略)	(略)	防災関係機 関等相互間 の通信手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>フレッシュボイスの導入によって、テレビ会議の開催による災害時における意思疎通や情報共有を推進する。</li> <li><u>県及び市町は通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。</u></li> </ul>	気象観測 施設の充足 整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>県下にある気象観測の施設(「気象業務法」に基づき届出のあったもの。)は「静岡県水防計画書」(資料編第13表、第14表)のとおりである。</li> <li>気象庁は地域気象観測システムの整備によって、地域気象観測所(雨量、気温、風向・風速、湿度)18箇所、地域雨量観測所12箇所のオンライン・リアルタイム化を実施した。</li> <li>県では、静岡県土木総合防災情報システムの整備によって、雨量観測所118箇所、水位観測所159箇所のオンライン・リアルタイム化を実施した。</li> </ul>	(略)	(略)	<p>時点修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>過誤修正</p>
区 分	内 容																														
(略)	(略)																														
通信設備の 防災対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定公共機関の電気通信事業者は、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用移動無線機、非常用移動電話局装置及び非常用移動電源車の配備、安全な設置場所の確保など、多様な手段の確保に努める。</li> <li>県は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、巡視船、車両、人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム(ヘリサット)、航空機運用総合調整システム(FOCS)、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するよう努める。</li> </ul>																														
(略)	(略)																														
防災関係機 関等相互間 の通信手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>フレッシュボイスの導入によって、テレビ会議の開催による災害時における意思疎通や情報共有を推進する。</li> <li><u>(新設)</u></li> </ul>																														
気象観測 施設の充足 整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>県下にある気象観測の施設(「気象業務法」に基づき届出のあったもの。)は「静岡県水防計画書」(資料編第13表、第14表)のとおりである。</li> <li>気象庁は地域気象観測システムの整備によって、地域気象観測所(雨量、気温、風向・風速、湿度)18箇所、地域雨量観測所12箇所のオンライン・リアルタイム化を実施した。</li> <li>県では、静岡県土木総合防災情報システムの整備によって、雨量観測所117箇所、水位観測所159箇所のオンライン・リアルタイム化を実施した。</li> </ul>																														
(略)	(略)																														
区 分	内 容																														
(略)	(略)																														
通信設備の 防災対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定公共機関の電気通信事業者は、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用移動無線機、非常用移動電話局装置及び非常用移動電源車の配備、安全な設置場所の確保など、多様な手段の確保に努める。</li> <li>県は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、巡視船、車両、<u>SAR衛星を含む</u>人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム(ヘリサット)、航空機運用総合調整システム(FOCS)、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するよう努める。</li> </ul>																														
(略)	(略)																														
防災関係機 関等相互間 の通信手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>フレッシュボイスの導入によって、テレビ会議の開催による災害時における意思疎通や情報共有を推進する。</li> <li><u>県及び市町は通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。</u></li> </ul>																														
気象観測 施設の充足 整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>県下にある気象観測の施設(「気象業務法」に基づき届出のあったもの。)は「静岡県水防計画書」(資料編第13表、第14表)のとおりである。</li> <li>気象庁は地域気象観測システムの整備によって、地域気象観測所(雨量、気温、風向・風速、湿度)18箇所、地域雨量観測所12箇所のオンライン・リアルタイム化を実施した。</li> <li>県では、静岡県土木総合防災情報システムの整備によって、雨量観測所118箇所、水位観測所159箇所のオンライン・リアルタイム化を実施した。</li> </ul>																														
(略)	(略)																														

頁	旧	新	備考																								
16	<p>・気象観測施設の現況 (令和5年4月1日現在)</p> <table border="1"> <tr> <td>気象庁</td> <td><u>31 (31)</u></td> <td><u>19</u></td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>46 (46)</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td><u>117 (117)</u></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><u>194 (194)</u></td> <td><u>31</u></td> </tr> </table> <p>( )内はテレメーター</p>	気象庁	<u>31 (31)</u>	<u>19</u>	国土交通省	46 (46)	12	静岡県	<u>117 (117)</u>	0	計	<u>194 (194)</u>	<u>31</u>	<p>・気象観測施設の現況 (令和6年4月1日現在)</p> <table border="1"> <tr> <td>気象庁</td> <td><u>30 (30)</u></td> <td><u>18</u></td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>46 (46)</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td><u>118 (118)</u></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><u>194 (194)</u></td> <td><u>30</u></td> </tr> </table> <p>( )内はテレメーター</p>	気象庁	<u>30 (30)</u>	<u>18</u>	国土交通省	46 (46)	12	静岡県	<u>118 (118)</u>	0	計	<u>194 (194)</u>	<u>30</u>	時点修正
気象庁	<u>31 (31)</u>	<u>19</u>																									
国土交通省	46 (46)	12																									
静岡県	<u>117 (117)</u>	0																									
計	<u>194 (194)</u>	<u>31</u>																									
気象庁	<u>30 (30)</u>	<u>18</u>																									
国土交通省	46 (46)	12																									
静岡県	<u>118 (118)</u>	0																									
計	<u>194 (194)</u>	<u>30</u>																									
16	<p>・水位観測施設の現況 (令和4年4月1日現在)</p> <p style="text-align: center;"><u>設置場所：資料編Ⅱ6-2</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関名</th> <th>水位観測施設</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>( )内はテレメーター</p>	関係機関名	水位観測施設	備考	国土交通省	(略)	(略)	静岡県	(略)	(略)	計	(略)	(略)	<p>・水位観測施設の現況 (令和4年4月1日現在)</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関名</th> <th>水位観測施設</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>( )内はテレメーター</p>	関係機関名	水位観測施設	備考	国土交通省	(略)	(略)	静岡県	(略)	(略)	計	(略)	(略)	過誤修正
関係機関名	水位観測施設	備考																									
国土交通省	(略)	(略)																									
静岡県	(略)	(略)																									
計	(略)	(略)																									
関係機関名	水位観測施設	備考																									
国土交通省	(略)	(略)																									
静岡県	(略)	(略)																									
計	(略)	(略)																									
18	<p>第4節 防災知識の普及啓発</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県及び市町</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図る。</li> <li>・防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。</li> <li>・被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、「<u>男女共同参画の視点からの防災手引書</u>」なども活用し、男女共同参画の視点からの防災対策を推進する。</li> <li><u>(新設)</u></li> <li>・専門家(風水害にあつては気象防災アドバイザー等)の知見も活用しながら、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	県及び市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図る。</li> <li>・防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。</li> <li>・被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、「<u>男女共同参画の視点からの防災手引書</u>」なども活用し、男女共同参画の視点からの防災対策を推進する。</li> <li><u>(新設)</u></li> <li>・専門家(風水害にあつては気象防災アドバイザー等)の知見も活用しながら、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。</li> </ul>	<p>第4節 防災知識の普及啓発</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県及び市町</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図る。</li> <li>・防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。</li> <li>・被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、男女共同参画の視点からの<u>防災知識の普及及び</u>防災対策を推進する。</li> <li>・<u>家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</u></li> <li>・専門家(風水害にあつては気象防災アドバイザー等)の知見も活用しながら、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	県及び市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図る。</li> <li>・防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。</li> <li>・被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、男女共同参画の視点からの<u>防災知識の普及及び</u>防災対策を推進する。</li> <li>・<u>家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</u></li> <li>・専門家(風水害にあつては気象防災アドバイザー等)の知見も活用しながら、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。</li> </ul>	啓発資料の更新に伴う修正 防災基本計画の修正に伴う修正												
区分	内容																										
(略)	(略)																										
県及び市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図る。</li> <li>・防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。</li> <li>・被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、「<u>男女共同参画の視点からの防災手引書</u>」なども活用し、男女共同参画の視点からの防災対策を推進する。</li> <li><u>(新設)</u></li> <li>・専門家(風水害にあつては気象防災アドバイザー等)の知見も活用しながら、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。</li> </ul>																										
区分	内容																										
(略)	(略)																										
県及び市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図る。</li> <li>・防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。</li> <li>・被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、男女共同参画の視点からの<u>防災知識の普及及び</u>防災対策を推進する。</li> <li>・<u>家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</u></li> <li>・専門家(風水害にあつては気象防災アドバイザー等)の知見も活用しながら、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。</li> </ul>																										
19	<p>2 普及すべき内容</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>普及事項</td> <td>(略) (7) 要配慮者及び男女双方の視点への配慮</td> </tr> </table>	普及事項	(略) (7) 要配慮者及び男女双方の視点への配慮	<p>3 県の実施事項</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>普及事項</td> <td>(略) (7) 要配慮者及び男女双方の視点<u>並びに家庭動物の飼養の有無によるニーズの違い</u>への配慮</td> </tr> </table>	普及事項	(略) (7) 要配慮者及び男女双方の視点 <u>並びに家庭動物の飼養の有無によるニーズの違い</u> への配慮	防災基本計画の修正に伴う修正																				
普及事項	(略) (7) 要配慮者及び男女双方の視点への配慮																										
普及事項	(略) (7) 要配慮者及び男女双方の視点 <u>並びに家庭動物の飼養の有無によるニーズの違い</u> への配慮																										
19	<p>3 県の実施事項</p> <p>(略)</p> <p>(3) 県民に対する防災思想の普及</p> <p>(略)</p> <p>○ この際、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦、性的マイノリティ等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>(略)</p>	<p>3 県の実施事項</p> <p>(略)</p> <p>(3) 県民に対する防災思想の普及</p> <p>(略)</p> <p>○ この際、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦、性的マイノリティ等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努め、<u>さらに、家庭動物の飼養の有無によるニーズの違いへ配慮するよう努める。</u></p> <p>(略)</p>	防災基本計画の修正に伴う修正																								

頁	旧	新	備考																				
	<p>○ 県は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止、大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○ 県は、国及び市町と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般的な啓発</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>啓発内容</td> <td>(略) タ 要配慮者への配慮及び男女双方の視点への配慮</td> </tr> <tr> <td>手段・方法</td> <td>(略)</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	一般的な啓発	<table border="1"> <tr> <td>啓発内容</td> <td>(略) タ 要配慮者への配慮及び男女双方の視点への配慮</td> </tr> <tr> <td>手段・方法</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	啓発内容	(略) タ 要配慮者への配慮及び男女双方の視点への配慮	手段・方法	(略)	(略)	(略)	<p>○ 県は、防災週間、水防月間、<u>津波防災の日</u>、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、<u>火山防災の日</u>等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止、大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○ 県は、国及び市町と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の<u>自然災害伝承碑</u>が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般的な啓発</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>啓発内容</td> <td>(略) タ 要配慮者への配慮及び男女双方の視点<u>並びに家庭動物の飼養の有無によるニーズの違い</u>への配慮</td> </tr> <tr> <td>手段・方法</td> <td>(略)</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	一般的な啓発	<table border="1"> <tr> <td>啓発内容</td> <td>(略) タ 要配慮者への配慮及び男女双方の視点<u>並びに家庭動物の飼養の有無によるニーズの違い</u>への配慮</td> </tr> <tr> <td>手段・方法</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	啓発内容	(略) タ 要配慮者への配慮及び男女双方の視点 <u>並びに家庭動物の飼養の有無によるニーズの違い</u> への配慮	手段・方法	(略)	(略)	(略)	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
区分	内容																						
一般的な啓発	<table border="1"> <tr> <td>啓発内容</td> <td>(略) タ 要配慮者への配慮及び男女双方の視点への配慮</td> </tr> <tr> <td>手段・方法</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	啓発内容	(略) タ 要配慮者への配慮及び男女双方の視点への配慮	手段・方法	(略)																		
啓発内容	(略) タ 要配慮者への配慮及び男女双方の視点への配慮																						
手段・方法	(略)																						
(略)	(略)																						
区分	内容																						
一般的な啓発	<table border="1"> <tr> <td>啓発内容</td> <td>(略) タ 要配慮者への配慮及び男女双方の視点<u>並びに家庭動物の飼養の有無によるニーズの違い</u>への配慮</td> </tr> <tr> <td>手段・方法</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	啓発内容	(略) タ 要配慮者への配慮及び男女双方の視点 <u>並びに家庭動物の飼養の有無によるニーズの違い</u> への配慮	手段・方法	(略)																		
啓発内容	(略) タ 要配慮者への配慮及び男女双方の視点 <u>並びに家庭動物の飼養の有無によるニーズの違い</u> への配慮																						
手段・方法	(略)																						
(略)	(略)																						
24	<p>(略)</p> <p>第6節 住民の避難体制</p> <p>(略)</p> <p>3 避難所の指定、整備</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第6節 住民の避難体制</p> <p>(略)</p> <p>3 避難所の指定、整備</p> <p>(略)</p>																					
24	<p>(略)</p> <p>(1) 避難所の指定</p> <p>(略)</p> <p>①市町は、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえその管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、平常時から場所や収容人員等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(1) 避難所の指定</p> <p>(略)</p> <p>①市町は、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえその管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、平常時から場所や収容人員、<u>家庭動物の受入れ方法</u>等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>																				
25	<p>④市町は、避難所の施設については、<u>必要に応じ</u>、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>⑤市町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、<u>(新設)</u></p>	<p>④市町は、避難所の施設については、良好な生活環境を確保するために、<u>あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ</u>、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、貯水槽、井戸、<u>給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器</u>等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>⑤市町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資、<u>トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレや災害時シャワーシステム等の保健衛生に関する物資</u>等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</p> <p>⑥市町は、<u>保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>																				

頁	旧	新	備考
26	(新設)	(新設)	防災基本計画の修正に伴う修正
	(略)	(略)	防災基本計画の修正に伴う修正
	5 避難情報と住民がとるべき行動(安全確保措置)の周知・啓発	5 避難情報と住民がとるべき行動(安全確保措置)の周知・啓発	
	(略)	(略)	
34	・県及び保健所設置市の保健所は、新型インフルエンザ等感染症(※)の濃厚接触者及び患者等のうち、宿泊・自宅療養者・高齢者施設での療養者等の被災に備えて、平常時から、県及び市町の防災担当部局と必要な情報を共有するとともに、災害時の避難対応(避難先の確保、避難方法、避難先での対応等)について調整し、連携して対応するよう努めるものとする。	・県及び保健所設置市の保健所等は、新型インフルエンザ等感染症(※)等(指定感染症及び新感染症を含む。)発生時における濃厚接触者及び患者等のうち、宿泊・自宅療養者・高齢者施設での療養者等の被災に備えて、平常時から、県及び市町の防災担当部局と必要な情報を共有するとともに、災害時の避難対応(避難先の確保、避難方法、避難先での対応等)について調整し、連携して対応するよう努めるものとする。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。	防災基本計画の修正に伴う修正
	(略)	(略)	
	第12節 要配慮者支援計画	第12節 要配慮者支援計画	
	(略)	(略)	
34	区分	区分	防災基本計画の修正に伴う修正
	(略)	(略)	
	県の要配慮者支援体制	県の要配慮者支援体制	
	(略)	(略)	
34	(略)	(略)	記載内容の明確化に伴う修正
	第13節 救助・救急活動に関する計画	第13節 救助・救急活動に関する計画	
	区分	区分	
	(略)	(略)	
	保健医療福祉調整本部の整備	保健医療福祉調整本部の整備	防災基本計画の修正等に伴う修正
	(略)	(略)	
	(新設)	(新設)	
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	

頁	旧	新	備考																												
42	<p>第3章 災害応急対策計画 (略)</p> <p>第2節 組織計画 1 災害対策組織 (略)</p> 	<p>第3章 災害応急対策計画 (略)</p> <p>第2節 組織計画 1 災害対策組織 (略)</p> 	<p>静岡県災害対策本部運営要領の改正(令和6年4月)に伴う修正</p>																												
46	<p>(略)</p> <p>第3節 応援・受援計画 (略)</p> <p>1 応援の基準</p> <table border="1" data-bbox="222 1144 1202 1375"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応援の時期</td> <td>(略) なお、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 実施方法</p> <table border="1" data-bbox="222 1438 1202 1711"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">県、市町職員の応援</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>(1) 市町支援機動班 (略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 技術職員 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	応援の時期	(略) なお、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。	(略)	(略)	区分	内容	県、市町職員の応援	(新設)	(1) 市町支援機動班 (略)	(2) 技術職員 (略)	(略)	(略)	<p>(略)</p> <p>第3節 応援・受援計画 (略)</p> <p>1 応援の基準</p> <table border="1" data-bbox="1261 1144 2211 1375"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応援の時期</td> <td>(略) なお、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 実施方法</p> <table border="1" data-bbox="1261 1438 2211 1711"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">県、市町職員の応援</td> <td>(1) 共通事項 ・県及び市町は、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意するものとする。</td> </tr> <tr> <td>(2) 市町支援機動班 (略)</td> </tr> <tr> <td>(3) 技術職員 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	応援の時期	(略) なお、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。	(略)	(略)	区分	内容	県、市町職員の応援	(1) 共通事項 ・県及び市町は、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意するものとする。	(2) 市町支援機動班 (略)	(3) 技術職員 (略)	(略)	(略)	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
区分	内容																														
応援の時期	(略) なお、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。																														
(略)	(略)																														
区分	内容																														
県、市町職員の応援	(新設)																														
	(1) 市町支援機動班 (略)																														
	(2) 技術職員 (略)																														
(略)	(略)																														
区分	内容																														
応援の時期	(略) なお、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。																														
(略)	(略)																														
区分	内容																														
県、市町職員の応援	(1) 共通事項 ・県及び市町は、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意するものとする。																														
	(2) 市町支援機動班 (略)																														
	(3) 技術職員 (略)																														
(略)	(略)																														

頁	旧	新	備考																																						
	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>受入体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、すべての応援動員者の作業が効率的に行われるよう、応援動員派遣先の市町長と協議して、応援動員者の受入体制に支障のないよう措置するものとする。</li> <li>・応援動員を受ける市町長は、応援動員者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を積極的に図るとともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。</li> <li>・県及び市町は、庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等により、応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。</li> </ul> <p>その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び市町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。(新設)</li> </ul>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>受入体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、すべての応援動員者の作業が効率的に行われるよう、応援動員派遣先の市町と協議して、応援動員者の受入体制に支障のないよう措置するものとする。</li> <li>・応援動員を受ける市町は、応援動員者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を積極的に図るとともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。</li> <li>・県及び市町は、庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等により、応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。</li> </ul> <p>その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</p> <p><u>さらに、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び市町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</li> <li>・市町は、あらかじめ人的応援の受け入れに関する受援計画を作成し、応援職員等の受入体制の整備に努めるものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災基本計画の修正に伴う修正</li> <li>・令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた修正</li> </ul>																																						
49	<p>第4節 通信情報計画</p> <p>(略)</p> <p>基 本 針</p> <p>(略)</p> <p>(6) 防災関係機関相互の連携体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者等を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする</li> <li>・県、市町及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を共通のシステム(総合防災情報システム及び各種災害関連情報を電子地図上に一元化するシステムであるSIP4D(基盤的防災情報流通ネットワーク))に集約できるよう努めるものとする。</li> </ul>	<p>第4節 通信情報計画</p> <p>(略)</p> <p>基 本 針</p> <p>(略)</p> <p>(6) 防災関係機関相互の連携体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者等を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする</li> <li>・県、市町及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を総合防災情報システム(S.O.B.O.-W.E.B.)に集約できるよう努めるものとする。</li> </ul>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>																																						
1	<p>1 県</p> <table border="1" data-bbox="231 1218 1151 1669"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">情報収集方法等</td> <td colspan="2">災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集及び伝達は、防災行政無線、衛星携帯電話、インターネットメール等を活用して行うほか、次の方法、手段を用いる。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>航空偵察による収集</td> <td>県(災害対策本部)は、大規模災害発生後、直ちに防災ヘリコプターや無人航空機による偵察の活用及び自衛隊等の支援を得て航空偵察により被害概況を収集する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	内容		(略)	(略)		情報収集方法等	災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集及び伝達は、防災行政無線、衛星携帯電話、インターネットメール等を活用して行うほか、次の方法、手段を用いる。		(略)	(略)	航空偵察による収集	県(災害対策本部)は、大規模災害発生後、直ちに防災ヘリコプターや無人航空機による偵察の活用及び自衛隊等の支援を得て航空偵察により被害概況を収集する。	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		<p>1 県</p> <table border="1" data-bbox="1249 1218 2169 1669"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">情報収集方法等</td> <td colspan="2">災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集及び伝達は、防災行政無線、衛星携帯電話、インターネットメール等を活用して行うほか、次の方法、手段を用いる。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>航空偵察等による収集</td> <td>県(災害対策本部)は、大規模災害発生後、直ちに防災ヘリコプターや無人航空機、<u>高所監視カメラ</u>等による偵察の活用及び自衛隊等の支援を得て航空偵察により被害概況を収集する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	内容		(略)	(略)		情報収集方法等	災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集及び伝達は、防災行政無線、衛星携帯電話、インターネットメール等を活用して行うほか、次の方法、手段を用いる。		(略)	(略)	航空偵察等による収集	県(災害対策本部)は、大規模災害発生後、直ちに防災ヘリコプターや無人航空機、 <u>高所監視カメラ</u> 等による偵察の活用及び自衛隊等の支援を得て航空偵察により被害概況を収集する。	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
区分	内容																																								
(略)	(略)																																								
情報収集方法等	災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集及び伝達は、防災行政無線、衛星携帯電話、インターネットメール等を活用して行うほか、次の方法、手段を用いる。																																								
	(略)	(略)																																							
	航空偵察による収集	県(災害対策本部)は、大規模災害発生後、直ちに防災ヘリコプターや無人航空機による偵察の活用及び自衛隊等の支援を得て航空偵察により被害概況を収集する。																																							
(略)	(略)	(略)																																							
(略)	(略)																																								
区分	内容																																								
(略)	(略)																																								
情報収集方法等	災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集及び伝達は、防災行政無線、衛星携帯電話、インターネットメール等を活用して行うほか、次の方法、手段を用いる。																																								
	(略)	(略)																																							
	航空偵察等による収集	県(災害対策本部)は、大規模災害発生後、直ちに防災ヘリコプターや無人航空機、 <u>高所監視カメラ</u> 等による偵察の活用及び自衛隊等の支援を得て航空偵察により被害概況を収集する。																																							
(略)	(略)	(略)																																							
(略)	(略)																																								

頁	旧	新	備考																																						
55	<p>第5節 災害広報計画 (略)</p> <p>1 県</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">広報実施方法</td> <td>印刷媒体</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">視聴覚媒体</td> <td>ラジオ (略)</td> </tr> <tr> <td>テレビ (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">同時通報用無線、有線放送、インターネット (県、市町の公式ホームページ、「静岡県防災」 <u>Twitter</u>、Facebook等)、道路情報提供装置</td> </tr> <tr> <td>広報車による広報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table> <p>(略)</p>	区分	内容		(略)	(略)		広報実施方法	印刷媒体	(略)	視聴覚媒体	ラジオ (略)	テレビ (略)	同時通報用無線、有線放送、インターネット (県、市町の公式ホームページ、「静岡県防災」 <u>Twitter</u> 、Facebook等)、道路情報提供装置		広報車による広報	(略)	(略)	(略)		<p>第5節 災害広報計画 (略)</p> <p>1 県</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">広報実施方法</td> <td>印刷媒体</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">視聴覚媒体</td> <td>ラジオ (略)</td> </tr> <tr> <td>テレビ (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">同時通報用無線、有線放送、インターネット (県、市町の公式ホームページ、「静岡県防災」 <u>X</u>、Facebook等)、道路情報提供装置</td> </tr> <tr> <td>広報車による広報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table> <p>(略)</p>	区分	内容		(略)	(略)		広報実施方法	印刷媒体	(略)	視聴覚媒体	ラジオ (略)	テレビ (略)	同時通報用無線、有線放送、インターネット (県、市町の公式ホームページ、「静岡県防災」 <u>X</u> 、Facebook等)、道路情報提供装置		広報車による広報	(略)	(略)	(略)		名称の変更に伴う修正
区分	内容																																								
(略)	(略)																																								
広報実施方法	印刷媒体	(略)																																							
	視聴覚媒体	ラジオ (略)																																							
		テレビ (略)																																							
	同時通報用無線、有線放送、インターネット (県、市町の公式ホームページ、「静岡県防災」 <u>Twitter</u> 、Facebook等)、道路情報提供装置																																								
広報車による広報	(略)																																								
(略)	(略)																																								
区分	内容																																								
(略)	(略)																																								
広報実施方法	印刷媒体	(略)																																							
	視聴覚媒体	ラジオ (略)																																							
		テレビ (略)																																							
	同時通報用無線、有線放送、インターネット (県、市町の公式ホームページ、「静岡県防災」 <u>X</u> 、Facebook等)、道路情報提供装置																																								
広報車による広報	(略)																																								
(略)	(略)																																								
57	<p>5 住民が災害応急対策上必要な情報を入手する方法 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報源</th> <th>情報内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>インターネット等</td> <td>県、市町の公式ホームページ 「静岡県防災」<u>Twitter</u>、Facebook</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	情報源	情報内容	(略)	(略)	インターネット等	県、市町の公式ホームページ 「静岡県防災」 <u>Twitter</u> 、Facebook	(略)	(略)	<p>5 住民が災害応急対策上必要な情報を入手する方法 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報源</th> <th>情報内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>インターネット等</td> <td>県、市町の公式ホームページ 「静岡県防災」<u>X</u>、Facebook</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	情報源	情報内容	(略)	(略)	インターネット等	県、市町の公式ホームページ 「静岡県防災」 <u>X</u> 、Facebook	(略)	(略)	名称の変更に伴う修正																						
情報源	情報内容																																								
(略)	(略)																																								
インターネット等	県、市町の公式ホームページ 「静岡県防災」 <u>Twitter</u> 、Facebook																																								
(略)	(略)																																								
情報源	情報内容																																								
(略)	(略)																																								
インターネット等	県、市町の公式ホームページ 「静岡県防災」 <u>X</u> 、Facebook																																								
(略)	(略)																																								
62	<p>第7節 避難救出計画 (略)</p> <p>2 被災者の救助 (1) 基本方針</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>・市町は当該市町の区域内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>4 避難所の開設・運営等</p> <p>市町長は、災害が発生し、家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民等を臨時に受け入れることのできる避難所を開設し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、市町が設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p><u>(新設)</u></p>	(略)	・市町は当該市町の区域内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。	(略)	<p>第7節 避難救出計画 (略)</p> <p>2 被災者の救助 (1) 基本方針</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>・市町は当該市町の区域内における関係機関による救出活動について、<u>必要に応じて現地合同調整所を設置するなど</u>、総合調整を行う。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>4 避難所の開設・運営等</p> <p>市町長は、災害が発生し、家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民等を臨時に受け入れることのできる避難所を開設し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、市町が設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p><u>市町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u></p>	(略)	・市町は当該市町の区域内における関係機関による救出活動について、 <u>必要に応じて現地合同調整所を設置するなど</u> 、総合調整を行う。	(略)	<p>救急消防援助隊の運用に関する要綱及び「大規模災害時の救助・捜索活動における関係機関連携要領」(令和4年6月)を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>																																
(略)																																									
・市町は当該市町の区域内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。																																									
(略)																																									
(略)																																									
・市町は当該市町の区域内における関係機関による救出活動について、 <u>必要に応じて現地合同調整所を設置するなど</u> 、総合調整を行う。																																									
(略)																																									

頁	旧	新	備考
	<p>(略)</p> <p>(2) 避難所の管理、運営</p> <p>② 避難所の管理、運営の留意点</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>エ</u> 避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給及びトイレ設置の状況等の把握</p> <p><u>オ</u> 避難行動要支援者への配慮</p> <p><u>カ</u> 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、<u>段ボールベッド、パーティション等の活用状況</u>、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置の実施</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>キ</u> 感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置の実施</p> <p><u>ク</u> 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮</p> <p><u>ケ</u> 相談窓口の設置(女性指導員の配置)</p> <p><u>コ</u> 高齢者、障害のある人、性的マイノリティ、乳幼児等の要配慮者への配慮</p> <p><u>サ</u> 避難所運営組織に男女同数選出する等、男女双方の意見が取り入れられる体制への配慮</p> <p><u>シ</u> 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮</p> <p><u>ス</u> 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮</p> <p><u>セ</u> 避難所における女性や子供等に対する性犯罪・性暴力・DVの発生を防止するための女性用トイレと男性用トイレの分離、昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・DVに係る注意喚起のためのポスター掲載等の女性や子供等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供</p> <p><u>ソ</u> ペットのためのスペース確保、必要な支援を受けるための県動物保護協会及び獣医師会等関係機関との連携及び飼い主の周辺への配慮の徹底</p> <p><u>タ</u> 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるとともに、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること</p> <p><u>チ</u> 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換を行うこと</p> <p><u>ツ</u> 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合の防災担当部局と保健福祉担当部局が連携した感染症対策として必要な措置の実施</p> <p>(略)</p>	<p><u>市町は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難所の管理、運営</p> <p>② 避難所の管理、運営の留意点</p> <p>(略)</p> <p><u>エ</u> <u>避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置</u></p> <p><u>オ</u> 避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給及びトイレ設置の状況等の把握</p> <p><u>カ</u> 避難行動要支援者への配慮</p> <p><u>キ</u> 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に<u>努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要なとなる水の確保、福祉的な支援の実施等</u>必要な措置の実施</p> <p><u>ク</u> <u>簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレや災害時シャワーシステム等の設置等、避難所の衛生環境の確保への配慮</u></p> <p><u>ケ</u> 感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置の実施</p> <p><u>コ</u> 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮</p> <p><u>サ</u> 相談窓口の設置(女性指導員の配置)</p> <p><u>シ</u> 高齢者、障害のある人、性的マイノリティ、乳幼児等の要配慮者への配慮</p> <p><u>ス</u> 避難所運営組織に男女同数選出する等、男女双方の意見が取り入れられる体制への配慮</p> <p><u>セ</u> 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮</p> <p><u>ソ</u> 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮</p> <p><u>タ</u> 避難所における女性や子供等に対する性犯罪・性暴力・DVの発生を防止するための女性用トイレと男性用トイレの分離、昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・DVに係る注意喚起のためのポスター掲載等の女性や子供等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供</p> <p><u>チ</u> <u>被災者支援等の観点から</u>ペットのためのスペース確保、必要な支援を受けるための県動物保護協会及び獣医師会等関係機関との連携及び飼い主の周辺への配慮の徹底</p> <p><u>ツ</u> 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるとともに、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること</p> <p><u>チ</u> 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換を行うこと</p> <p><u>ト</u> 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合の防災担当部局と保健福祉担当部局が連携した感染症対策として必要な措置の実施</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>・防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>・防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>・防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

頁	旧	新	備考																																				
	<p>6 市町長の要求、要請に基づく県の実施事項 (略) (2) 市町長の要請事項 (略)</p> <p>○県及び市町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>6 市町長の要求、要請に基づく県の実施事項 (略) (2) 市町長の要請事項 (略)</p> <p>○県及び市町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</p> <p><u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>																																				
68	<p>第8節 愛玩動物救護計画 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同行避難動物への対応</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td> <p>「人とペットの災害対策ガイドライン」(環境省作成)、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」(県作成)により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。</p> <p><u>(新設)</u></p> </td> </tr> <tr> <td>飼い主</td> <td>(略)</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>放浪動物への対応</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>飼い主</td> <td>(略)</td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	同行避難動物への対応	<table border="1"> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td> <p>「人とペットの災害対策ガイドライン」(環境省作成)、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」(県作成)により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。</p> <p><u>(新設)</u></p> </td> </tr> <tr> <td>飼い主</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	県	(略)	市町	<p>「人とペットの災害対策ガイドライン」(環境省作成)、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」(県作成)により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。</p> <p><u>(新設)</u></p>	飼い主	(略)	放浪動物への対応	<table border="1"> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>飼い主</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	県	(略)	市町	(略)	飼い主	(略)	<p>第8節 愛玩動物救護計画 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同行避難動物への対応</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td> <p><u>ア 「人とペットの災害対策ガイドライン」(環境省作成)、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」(県作成)により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。</u></p> <p><u>イ 指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。</u></p> </td> </tr> <tr> <td>飼い主</td> <td>(略)</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>放浪動物への対応</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>飼い主</td> <td>(略)</td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	同行避難動物への対応	<table border="1"> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td> <p><u>ア 「人とペットの災害対策ガイドライン」(環境省作成)、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」(県作成)により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。</u></p> <p><u>イ 指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。</u></p> </td> </tr> <tr> <td>飼い主</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	県	(略)	市町	<p><u>ア 「人とペットの災害対策ガイドライン」(環境省作成)、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」(県作成)により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。</u></p> <p><u>イ 指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。</u></p>	飼い主	(略)	放浪動物への対応	<table border="1"> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>飼い主</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	県	(略)	市町	(略)	飼い主	(略)	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
区分	内容																																						
同行避難動物への対応	<table border="1"> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td> <p>「人とペットの災害対策ガイドライン」(環境省作成)、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」(県作成)により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。</p> <p><u>(新設)</u></p> </td> </tr> <tr> <td>飼い主</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	県	(略)	市町	<p>「人とペットの災害対策ガイドライン」(環境省作成)、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」(県作成)により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。</p> <p><u>(新設)</u></p>	飼い主	(略)																																
県	(略)																																						
市町	<p>「人とペットの災害対策ガイドライン」(環境省作成)、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」(県作成)により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。</p> <p><u>(新設)</u></p>																																						
飼い主	(略)																																						
放浪動物への対応	<table border="1"> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>飼い主</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	県	(略)	市町	(略)	飼い主	(略)																																
県	(略)																																						
市町	(略)																																						
飼い主	(略)																																						
区分	内容																																						
同行避難動物への対応	<table border="1"> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td> <p><u>ア 「人とペットの災害対策ガイドライン」(環境省作成)、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」(県作成)により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。</u></p> <p><u>イ 指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。</u></p> </td> </tr> <tr> <td>飼い主</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	県	(略)	市町	<p><u>ア 「人とペットの災害対策ガイドライン」(環境省作成)、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」(県作成)により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。</u></p> <p><u>イ 指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。</u></p>	飼い主	(略)																																
県	(略)																																						
市町	<p><u>ア 「人とペットの災害対策ガイドライン」(環境省作成)、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」(県作成)により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。</u></p> <p><u>イ 指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。</u></p>																																						
飼い主	(略)																																						
放浪動物への対応	<table border="1"> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>飼い主</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	県	(略)	市町	(略)	飼い主	(略)																																
県	(略)																																						
市町	(略)																																						
飼い主	(略)																																						
72	<p>第12節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画</p> <p>県及び市町は、地震により建築物及び宅地等が被害を受けたときは、その後の余震等による二次災害の発生を防止するため、安全対策(被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定)を実施するほか、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。</p> <p>また、災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、応急的な住宅を提供し、<u>また、災害のため被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分</u>を応急的に補修して居住の安定を図るため、<u>県の実施事項を定め、住宅の確保に支障のない</u>よう措置する。</p>	<p>第12節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画</p> <p>県及び市町は、地震により建築物及び宅地等が被害を受けたときは、その後の余震等による二次災害の発生を防止するため、安全対策(被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定)を実施するほか、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。</p> <p>また、災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対しては、<u>応急的な住宅を提供するほか</u>、災害のため被害を受けた住家を応急的に補修して居住の安定を図るよう措置する。</p>	<p>文言修正</p>																																				

頁	旧	新	備考																																																								
74	<p>応急的な住まいを確保するに当たっては、既存住宅ストックの活用を重視することとし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</p> <p>なお、他の都道府県の応急仮設住宅等への受入れについては、「第7節 避難救出計画」の「7 広域避難・広域一時滞在」による。</p> <p>(略)</p> <p>3 応急住宅の確保</p> <p>(略)</p> <p>(3)市町の実施事項</p> <table border="1" data-bbox="210 632 1210 856"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>住宅の応急修理</td> <td>建築業関係団体の協力を得て、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自ら資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 災害救助法に基づく県の実施事項</p> <table border="1" data-bbox="231 1213 1196 1535"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>住宅の応急修理</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>修理対象者</td> <td>災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</td> </tr> <tr> <td>規模及び経費</td> <td>資料編Ⅱ(20-1-2)のとおり</td> </tr> <tr> <td>修理期間</td> <td>災害発生の日から3か月以内 ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内</td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	内容	(略)	(略)	住宅の応急修理	建築業関係団体の協力を得て、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自ら資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。	(略)	(略)	区分	内容	(略)	(略)	住宅の応急修理	<table border="1"> <tr> <td>修理対象者</td> <td>災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</td> </tr> <tr> <td>規模及び経費</td> <td>資料編Ⅱ(20-1-2)のとおり</td> </tr> <tr> <td>修理期間</td> <td>災害発生の日から3か月以内 ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内</td> </tr> </table>	修理対象者	災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	規模及び経費	資料編Ⅱ(20-1-2)のとおり	修理期間	災害発生の日から3か月以内 ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内	<p>応急的な住まいを確保するに当たっては、既存住宅ストックの活用を重視することとし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</p> <p>なお、他の都道府県の応急仮設住宅等への受入れについては、「第7節 避難救出計画」の「7 広域避難・広域一時滞在」による。</p> <p>(略)</p> <p>3 応急住宅の確保</p> <p>(略)</p> <p>(3)市町の実施事項</p> <table border="1" data-bbox="1240 617 2205 1136"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>住宅の応急修理</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理</td> <td>住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具(玄関、窓やサッシ等)等の必要な部分に対して、ブルーシートの展張などの知識・経験を有する建設業者・団体等の協力を得て、速やかに緊急の修理を行う。</td> </tr> <tr> <td>日常生活に必要な最小限度の部分の修理</td> <td>住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自ら資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について、建設業者・団体等の協力を得て、応急修理を行う。</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 災害救助法に基づく県の実施事項</p> <table border="1" data-bbox="1240 1213 2228 1843"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>住宅の応急修理</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>修理対象者</td> <td>半壊、半焼(大規模半壊から半壊までの住家)又はこれに準ずる程度(準半壊程度相当)の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</td> </tr> <tr> <td>規模及び経費</td> <td>資料編Ⅱ(20-1-2)のとおり</td> </tr> <tr> <td>修理期間</td> <td>災害発生の日から10日以内 ただし、やむを得ず実施が困難な場合には、内閣総理大臣と協議を行う必要がある。</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>日常生活に必要な最小限度の部分の修理</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>修理対象者</td> <td>災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</td> </tr> <tr> <td>規模及び経費</td> <td>資料編Ⅱ(20-1-2)のとおり</td> </tr> <tr> <td>修理期間</td> <td>災害発生の日から3か月以内 ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	住宅の応急修理	<table border="1"> <tr> <td>住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理</td> <td>住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具(玄関、窓やサッシ等)等の必要な部分に対して、ブルーシートの展張などの知識・経験を有する建設業者・団体等の協力を得て、速やかに緊急の修理を行う。</td> </tr> <tr> <td>日常生活に必要な最小限度の部分の修理</td> <td>住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自ら資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について、建設業者・団体等の協力を得て、応急修理を行う。</td> </tr> </table>	住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理	住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具(玄関、窓やサッシ等)等の必要な部分に対して、ブルーシートの展張などの知識・経験を有する建設業者・団体等の協力を得て、速やかに緊急の修理を行う。	日常生活に必要な最小限度の部分の修理	住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自ら資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について、建設業者・団体等の協力を得て、応急修理を行う。	(略)	(略)	区分	内容	(略)	(略)	住宅の応急修理	<table border="1"> <tr> <td>住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>修理対象者</td> <td>半壊、半焼(大規模半壊から半壊までの住家)又はこれに準ずる程度(準半壊程度相当)の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</td> </tr> <tr> <td>規模及び経費</td> <td>資料編Ⅱ(20-1-2)のとおり</td> </tr> <tr> <td>修理期間</td> <td>災害発生の日から10日以内 ただし、やむを得ず実施が困難な場合には、内閣総理大臣と協議を行う必要がある。</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>日常生活に必要な最小限度の部分の修理</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>修理対象者</td> <td>災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</td> </tr> <tr> <td>規模及び経費</td> <td>資料編Ⅱ(20-1-2)のとおり</td> </tr> <tr> <td>修理期間</td> <td>災害発生の日から3か月以内 ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理	<table border="1"> <tr> <td>修理対象者</td> <td>半壊、半焼(大規模半壊から半壊までの住家)又はこれに準ずる程度(準半壊程度相当)の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</td> </tr> <tr> <td>規模及び経費</td> <td>資料編Ⅱ(20-1-2)のとおり</td> </tr> <tr> <td>修理期間</td> <td>災害発生の日から10日以内 ただし、やむを得ず実施が困難な場合には、内閣総理大臣と協議を行う必要がある。</td> </tr> </table>	修理対象者	半壊、半焼(大規模半壊から半壊までの住家)又はこれに準ずる程度(準半壊程度相当)の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	規模及び経費	資料編Ⅱ(20-1-2)のとおり	修理期間	災害発生の日から10日以内 ただし、やむを得ず実施が困難な場合には、内閣総理大臣と協議を行う必要がある。	日常生活に必要な最小限度の部分の修理	<table border="1"> <tr> <td>修理対象者</td> <td>災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</td> </tr> <tr> <td>規模及び経費</td> <td>資料編Ⅱ(20-1-2)のとおり</td> </tr> <tr> <td>修理期間</td> <td>災害発生の日から3か月以内 ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内</td> </tr> </table>	修理対象者	災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	規模及び経費	資料編Ⅱ(20-1-2)のとおり	修理期間	災害発生の日から3か月以内 ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内	(略)	(略)	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>内閣府告示第91号(令和5年6月16日)に伴う修正</p> <p>内閣府告示第91号(令和5年6月16日)に伴う修正</p>
区分	内容																																																										
(略)	(略)																																																										
住宅の応急修理	建築業関係団体の協力を得て、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自ら資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。																																																										
(略)	(略)																																																										
区分	内容																																																										
(略)	(略)																																																										
住宅の応急修理	<table border="1"> <tr> <td>修理対象者</td> <td>災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</td> </tr> <tr> <td>規模及び経費</td> <td>資料編Ⅱ(20-1-2)のとおり</td> </tr> <tr> <td>修理期間</td> <td>災害発生の日から3か月以内 ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内</td> </tr> </table>	修理対象者	災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	規模及び経費	資料編Ⅱ(20-1-2)のとおり	修理期間	災害発生の日から3か月以内 ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内																																																				
修理対象者	災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者																																																										
規模及び経費	資料編Ⅱ(20-1-2)のとおり																																																										
修理期間	災害発生の日から3か月以内 ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内																																																										
区分	内容																																																										
(略)	(略)																																																										
住宅の応急修理	<table border="1"> <tr> <td>住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理</td> <td>住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具(玄関、窓やサッシ等)等の必要な部分に対して、ブルーシートの展張などの知識・経験を有する建設業者・団体等の協力を得て、速やかに緊急の修理を行う。</td> </tr> <tr> <td>日常生活に必要な最小限度の部分の修理</td> <td>住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自ら資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について、建設業者・団体等の協力を得て、応急修理を行う。</td> </tr> </table>	住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理	住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具(玄関、窓やサッシ等)等の必要な部分に対して、ブルーシートの展張などの知識・経験を有する建設業者・団体等の協力を得て、速やかに緊急の修理を行う。	日常生活に必要な最小限度の部分の修理	住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自ら資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について、建設業者・団体等の協力を得て、応急修理を行う。																																																						
住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理	住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具(玄関、窓やサッシ等)等の必要な部分に対して、ブルーシートの展張などの知識・経験を有する建設業者・団体等の協力を得て、速やかに緊急の修理を行う。																																																										
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自ら資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について、建設業者・団体等の協力を得て、応急修理を行う。																																																										
(略)	(略)																																																										
区分	内容																																																										
(略)	(略)																																																										
住宅の応急修理	<table border="1"> <tr> <td>住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>修理対象者</td> <td>半壊、半焼(大規模半壊から半壊までの住家)又はこれに準ずる程度(準半壊程度相当)の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</td> </tr> <tr> <td>規模及び経費</td> <td>資料編Ⅱ(20-1-2)のとおり</td> </tr> <tr> <td>修理期間</td> <td>災害発生の日から10日以内 ただし、やむを得ず実施が困難な場合には、内閣総理大臣と協議を行う必要がある。</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>日常生活に必要な最小限度の部分の修理</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>修理対象者</td> <td>災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</td> </tr> <tr> <td>規模及び経費</td> <td>資料編Ⅱ(20-1-2)のとおり</td> </tr> <tr> <td>修理期間</td> <td>災害発生の日から3か月以内 ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理	<table border="1"> <tr> <td>修理対象者</td> <td>半壊、半焼(大規模半壊から半壊までの住家)又はこれに準ずる程度(準半壊程度相当)の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</td> </tr> <tr> <td>規模及び経費</td> <td>資料編Ⅱ(20-1-2)のとおり</td> </tr> <tr> <td>修理期間</td> <td>災害発生の日から10日以内 ただし、やむを得ず実施が困難な場合には、内閣総理大臣と協議を行う必要がある。</td> </tr> </table>	修理対象者	半壊、半焼(大規模半壊から半壊までの住家)又はこれに準ずる程度(準半壊程度相当)の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	規模及び経費	資料編Ⅱ(20-1-2)のとおり	修理期間	災害発生の日から10日以内 ただし、やむを得ず実施が困難な場合には、内閣総理大臣と協議を行う必要がある。	日常生活に必要な最小限度の部分の修理	<table border="1"> <tr> <td>修理対象者</td> <td>災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</td> </tr> <tr> <td>規模及び経費</td> <td>資料編Ⅱ(20-1-2)のとおり</td> </tr> <tr> <td>修理期間</td> <td>災害発生の日から3か月以内 ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内</td> </tr> </table>	修理対象者	災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	規模及び経費	資料編Ⅱ(20-1-2)のとおり	修理期間	災害発生の日から3か月以内 ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内																																										
住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理	<table border="1"> <tr> <td>修理対象者</td> <td>半壊、半焼(大規模半壊から半壊までの住家)又はこれに準ずる程度(準半壊程度相当)の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</td> </tr> <tr> <td>規模及び経費</td> <td>資料編Ⅱ(20-1-2)のとおり</td> </tr> <tr> <td>修理期間</td> <td>災害発生の日から10日以内 ただし、やむを得ず実施が困難な場合には、内閣総理大臣と協議を行う必要がある。</td> </tr> </table>	修理対象者	半壊、半焼(大規模半壊から半壊までの住家)又はこれに準ずる程度(準半壊程度相当)の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	規模及び経費	資料編Ⅱ(20-1-2)のとおり	修理期間	災害発生の日から10日以内 ただし、やむを得ず実施が困難な場合には、内閣総理大臣と協議を行う必要がある。																																																				
修理対象者	半壊、半焼(大規模半壊から半壊までの住家)又はこれに準ずる程度(準半壊程度相当)の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者																																																										
規模及び経費	資料編Ⅱ(20-1-2)のとおり																																																										
修理期間	災害発生の日から10日以内 ただし、やむを得ず実施が困難な場合には、内閣総理大臣と協議を行う必要がある。																																																										
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	<table border="1"> <tr> <td>修理対象者</td> <td>災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</td> </tr> <tr> <td>規模及び経費</td> <td>資料編Ⅱ(20-1-2)のとおり</td> </tr> <tr> <td>修理期間</td> <td>災害発生の日から3か月以内 ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内</td> </tr> </table>	修理対象者	災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	規模及び経費	資料編Ⅱ(20-1-2)のとおり	修理期間	災害発生の日から3か月以内 ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内																																																				
修理対象者	災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者																																																										
規模及び経費	資料編Ⅱ(20-1-2)のとおり																																																										
修理期間	災害発生の日から3か月以内 ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内																																																										
(略)	(略)																																																										

頁	旧	新	備考
75	<p>第13節 医療・助産計画 (略)</p> <p>基本方針</p> <p>ア 市町は、当該市町域内の医療救護を行うため、救護所を設置し、またあらかじめ指定した救護病院において、中等症患者及び重症患者の処置及び受入れを行う。なお、有床診療所等、入院医療が継続的に提供できる施設を、当該管理者と協議のうえ、救護病院に準ずる医療救護施設として指定することができる。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 県は、県内での治療が困難な重症患者を、航空機により、被災地外の医療機関へ搬送(以下「広域医療搬送」という。)するとともに、被災地外からのDMAT(災害派遣医療チーム)、DPAT(災害派遣精神医療チーム)等医療チーム(救護班)受入による治療を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>ケ 県は、県内が被災していない場合は、国又は被災都道府県の要請に基づき、被災都道府県における避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、災害派遣福祉チーム(DWAT)の応援派遣を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>シ 県は、災害派遣医療チーム(DMAT)による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム(DMAT)活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム(JDAT)、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、都道府県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、都道府県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>	<p>第13節 医療・助産計画 (略)</p> <p>基本方針</p> <p>ア 市町は、当該市町域内の医療救護を行うため、<u>郡市医師会等の協力を得て</u>救護所を設置し、またあらかじめ指定した救護病院において、中等症患者及び重症患者の処置及び受入れを行う。なお、有床診療所等、入院医療が継続的に提供できる施設を、当該管理者と協議のうえ、救護病院に準ずる医療救護施設として指定することができる。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 県は、県内での治療が困難な重症患者を、航空機により、被災地外の医療機関へ搬送(以下「広域医療搬送」という。)するとともに、被災地外からのDMAT(災害派遣医療チーム)、DPAT(災害派遣精神医療チーム)、<u>災害支援ナース</u>等医療チーム(救護班)受入による治療を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>ケ 県は、県内が被災していない場合は、国又は被災都道府県の要請に基づき、被災都道府県における避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、災害派遣福祉チーム(DWAT)<u>や災害支援ナース</u>の応援派遣を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>シ 県は、災害派遣医療チーム(DMAT)による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム(DMAT)活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム(JDAT)、日本薬剤師会、日本看護協会、<u>日本災害リハビリテーション支援協会(JRAT)、日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所(福祉避難所を含む)、救護所及び社会福祉施設等</u>も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、都道府県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、都道府県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>セ 県及び市町は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、日本環境感染学会災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣を迅速に要請するものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>静岡県医療救護計画に準じた記載に修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
	<p>第19節 輸送計画 (略)</p> <p>○緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送業者と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、県及び市町は、災害時に物資の輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>	<p>第19節 輸送計画 (略)</p> <p>○緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送業者と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、県及び市町は、災害時に物資の輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。</p> <p><u>○県は、広域物資輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>○市町は、地域内輸送拠点の効率的な運営及び避難所等への物資の輸送について効率的な運営を図るため、速やかに、運営や輸送に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>○県は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>・防災基本計画の修正に伴う修正 ・令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

頁	旧	新	備考																														
106	<p>第20節 交通応急対策計画 (略)</p> <p>1 陸上交通確保の基本方針 (略)</p> <p>・道路関係者は、緊急交通路に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるように必要な措置を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第33節 突発的災害に係る応急対策計画</p> <p>1 県の体制 (略)</p> <p>(1) 突発的災害応急体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>組織</td> <td>危機管理部、健康福祉部<b>管理局</b>、必要な所属、事故現場等を管轄する地域局及び必要な出先機関で構成する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(3) 災害対策本部の実施する応急対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">各機関への要請</td> <td>ア 静岡DMAT(災害派遣医療チーム) 静岡DMATが出勤し対応する必要がある場合には、健康福祉部<b>医療健康局</b>地域医療課を通じて要請する。</td> </tr> <tr> <td>オ 静岡DWAT(災害派遣福祉チーム) 静岡DWATが対応する必要がある場合には、健康福祉部福祉長寿局<b>地域福祉課</b>を通じて要請する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	内容	(略)	(略)	組織	危機管理部、健康福祉部 <b>管理局</b> 、必要な所属、事故現場等を管轄する地域局及び必要な出先機関で構成する。	(略)	(略)	区分	内容	(略)	(略)	各機関への要請	ア 静岡DMAT(災害派遣医療チーム) 静岡DMATが出勤し対応する必要がある場合には、健康福祉部 <b>医療健康局</b> 地域医療課を通じて要請する。	オ 静岡DWAT(災害派遣福祉チーム) 静岡DWATが対応する必要がある場合には、健康福祉部福祉長寿局 <b>地域福祉課</b> を通じて要請する。	<p>第20節 交通応急対策計画 (略)</p> <p>1 陸上交通確保の基本方針 (略)</p> <p>・道路関係者は、緊急交通路に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるように、<u>路上の障害物の除去(路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。)</u>等必要な措置を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第33節 突発的災害に係る応急対策計画</p> <p>1 県の体制 (略)</p> <p>(1) 突発的災害応急体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>組織</td> <td>危機管理部、健康福祉部<b>政策管理局</b>、必要な所属、事故現場等を管轄する地域局及び必要な出先機関で構成する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(3) 災害対策本部の実施する応急対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">各機関への要請</td> <td>ア 静岡DMAT(災害派遣医療チーム) 静岡DMATが出勤し対応する必要がある場合には、健康福祉部<b>医療局</b>地域医療課を通じて要請する。</td> </tr> <tr> <td>オ 静岡DWAT(災害派遣福祉チーム) 静岡DWATが対応する必要がある場合には、健康福祉部福祉長寿局<b>福祉長寿政策課</b>を通じて要請する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	内容	(略)	(略)	組織	危機管理部、健康福祉部 <b>政策管理局</b> 、必要な所属、事故現場等を管轄する地域局及び必要な出先機関で構成する。	(略)	(略)	区分	内容	(略)	(略)	各機関への要請	ア 静岡DMAT(災害派遣医療チーム) 静岡DMATが出勤し対応する必要がある場合には、健康福祉部 <b>医療局</b> 地域医療課を通じて要請する。	オ 静岡DWAT(災害派遣福祉チーム) 静岡DWATが対応する必要がある場合には、健康福祉部福祉長寿局 <b>福祉長寿政策課</b> を通じて要請する。	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>局名の修正</p> <p>局名の修正</p> <p>担当課名修正</p>
区分	内容																																
(略)	(略)																																
組織	危機管理部、健康福祉部 <b>管理局</b> 、必要な所属、事故現場等を管轄する地域局及び必要な出先機関で構成する。																																
(略)	(略)																																
区分	内容																																
(略)	(略)																																
各機関への要請	ア 静岡DMAT(災害派遣医療チーム) 静岡DMATが出勤し対応する必要がある場合には、健康福祉部 <b>医療健康局</b> 地域医療課を通じて要請する。																																
	オ 静岡DWAT(災害派遣福祉チーム) 静岡DWATが対応する必要がある場合には、健康福祉部福祉長寿局 <b>地域福祉課</b> を通じて要請する。																																
区分	内容																																
(略)	(略)																																
組織	危機管理部、健康福祉部 <b>政策管理局</b> 、必要な所属、事故現場等を管轄する地域局及び必要な出先機関で構成する。																																
(略)	(略)																																
区分	内容																																
(略)	(略)																																
各機関への要請	ア 静岡DMAT(災害派遣医療チーム) 静岡DMATが出勤し対応する必要がある場合には、健康福祉部 <b>医療局</b> 地域医療課を通じて要請する。																																
	オ 静岡DWAT(災害派遣福祉チーム) 静岡DWATが対応する必要がある場合には、健康福祉部福祉長寿局 <b>福祉長寿政策課</b> を通じて要請する。																																
113	<p>(略)</p> <p>「火災・災害等即報要領」様式1～4</p> <p>表1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>NTT</th> <th>防災無線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊第1航空団防衛部</td> <td>053-472-1111</td> <td><u>153-9000</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	機関名	NTT	防災無線	(略)	(略)	(略)	航空自衛隊第1航空団防衛部	053-472-1111	<u>153-9000</u>	(略)	(略)	(略)	<p>(略)</p> <p>「火災・災害等即報要領」様式1～4</p> <p>表1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>NTT</th> <th>防災無線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>航空自衛隊第1航空団防衛部</td> <td>053-472-1111</td> <td><u>153-9001</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	機関名	NTT	防災無線	航空自衛隊第1航空団防衛部	053-472-1111	<u>153-9001</u>	<p>過誤修正</p>												
機関名	NTT	防災無線																															
(略)	(略)	(略)																															
航空自衛隊第1航空団防衛部	053-472-1111	<u>153-9000</u>																															
(略)	(略)	(略)																															
機関名	NTT	防災無線																															
航空自衛隊第1航空団防衛部	053-472-1111	<u>153-9001</u>																															

頁	旧	新	備考												
115	<p>第33節 突発的災害に係る応急対策計画 (略)</p> <p>表1</p> <table border="1" data-bbox="261 302 1130 426"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>NTT</th> <th>防災無線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部電力パワーグリッド (株)静岡支社</td> <td><a href="tel:054-273-9012">054-273-9012</a></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第4章 復旧・復興対策 第1節 災害復旧計画 (略)</p> <p>なお、他の地方公共団体に対し職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度等<del>を</del>活用するものとする。</p> <p>(略)</p>	機関名	NTT	防災無線	中部電力パワーグリッド (株)静岡支社	<a href="tel:054-273-9012">054-273-9012</a>	(略)	<p>第33節 突発的災害に係る応急対策計画 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1279 302 2148 426"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>NTT</th> <th>防災無線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部電力パワーグリッド (株)静岡支社</td> <td><a href="tel:054-202-1821">054-202-1821</a></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第4章 復旧・復興対策 第1節 災害復旧計画 (略)</p> <p>なお、他の地方公共団体に対し職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度等<del>の活用も含めて検討</del>するものとする。</p> <p>(略)</p>	機関名	NTT	防災無線	中部電力パワーグリッド (株)静岡支社	<a href="tel:054-202-1821">054-202-1821</a>	(略)	<p>時点修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
機関名	NTT	防災無線													
中部電力パワーグリッド (株)静岡支社	<a href="tel:054-273-9012">054-273-9012</a>	(略)													
機関名	NTT	防災無線													
中部電力パワーグリッド (株)静岡支社	<a href="tel:054-202-1821">054-202-1821</a>	(略)													

2 地震対策編

頁	旧	新	備考																																
23	<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>3 防災関係機関 (1) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)</td> <td>ウ 地震<u>予知のための</u>観測施設の整備並びに観測機器の保守 エ <u>地震予知及び</u>地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第2章 平常時対策 (略)</p> <p>第4節 地震災害予防対策の推進 (略)</p> <p>3 火災の予防対策</p> <p>○ 県及び市町は、危険物関係施設、工場事業所等の管理者及び県民に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために次の<u>指導</u>を進める。</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>その他の出火危険物</td> <td>アルコール類、ベンジン、塗料用溶剤等の貯蔵、保管について安全な措置を講ずるよう指導するものとする。</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	ウ 地震 <u>予知のための</u> 観測施設の整備並びに観測機器の保守 エ <u>地震予知及び</u> 地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力 (略)	(略)	(略)	区 分	内 容	(略)	(略)	その他の出火危険物	アルコール類、ベンジン、塗料用溶剤等の貯蔵、保管について安全な措置を講ずるよう指導するものとする。	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>3 防災関係機関 (1) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)</td> <td>ウ 地震観測施設の整備並びに観測機器の保守 エ 地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第2章 平常時対策 (略)</p> <p>第4節 地震災害予防対策の推進 (略)</p> <p>3 火災の予防対策</p> <p>○ 県及び市町は、危険物関係施設、工場事業所等の管理者及び県民に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために次の<u>取組</u>を進める。</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>その他の出火危険物</td> <td>アルコール類、ベンジン、塗料用溶剤等の貯蔵、保管について安全な措置を講ずるよう指導するものとする。</td> </tr> <tr> <td><u>防災関連設備等</u></td> <td><u>住民等に対して消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー等の普及に努めるものとする。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	ウ 地震観測施設の整備並びに観測機器の保守 エ 地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力 (略)	(略)	(略)	区 分	内 容	(略)	(略)	その他の出火危険物	アルコール類、ベンジン、塗料用溶剤等の貯蔵、保管について安全な措置を講ずるよう指導するものとする。	<u>防災関連設備等</u>	<u>住民等に対して消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー等の普及に努めるものとする。</u>	<p>情報発表に関する変更</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
機 関 名	処理すべき事務又は業務																																		
(略)	(略)																																		
気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	ウ 地震 <u>予知のための</u> 観測施設の整備並びに観測機器の保守 エ <u>地震予知及び</u> 地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力 (略)																																		
(略)	(略)																																		
区 分	内 容																																		
(略)	(略)																																		
その他の出火危険物	アルコール類、ベンジン、塗料用溶剤等の貯蔵、保管について安全な措置を講ずるよう指導するものとする。																																		
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																																		
機 関 名	処理すべき事務又は業務																																		
(略)	(略)																																		
気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	ウ 地震観測施設の整備並びに観測機器の保守 エ 地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力 (略)																																		
(略)	(略)																																		
区 分	内 容																																		
(略)	(略)																																		
その他の出火危険物	アルコール類、ベンジン、塗料用溶剤等の貯蔵、保管について安全な措置を講ずるよう指導するものとする。																																		
<u>防災関連設備等</u>	<u>住民等に対して消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー等の普及に努めるものとする。</u>																																		
39	<p>13 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>○道路管理者、港湾管理者、漁港管理者及び空港管理者は、発災後の道路、港湾、漁港及び空港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>13 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>○道路管理者、港湾管理者、漁港管理者及び空港管理者は、発災後の道路、港湾、漁港及び空港の障害物除去<u>(路面変状の補修や迂回路の整備を含む)</u>、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、<u>道路管理者は国が作成する道路啓開等の計画も踏まえて、</u>建設業者等との協定の締結に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案するものとし、<u>必要に応じてその見直しを行うものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>																																

頁	旧	新	備考																												
40	<p>18 文化財等の耐震対策 (略)</p> <p>○県は上記の取組を支援するため、<u>本県独自の耐震診断指針である「予備基礎診断」の担い手を育成し</u>、所有者・市長等の依頼に応じて派遣する。</p> <p>(略)</p> <p>第3章地震防災施設緊急整備計画 (略)</p> <p>第1節 地震防災施設整備方針 (略)</p> <p>1 防災業務施設の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防用施設の整備及び消火用水対策</td> <td>・地震発生時に予想される火災から、人命、財産を守るため、消防ポンプ自動車、防火水槽、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用施設の整備を図る。 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策 (略)</p> <p>第9節 交通の確保活動 (略)</p> <p>1 陸上交通の確保対策 (略)</p> <p>(3) 交通規制計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>交通規制</td> <td>(略) ・緊急交通路指定予定路線は次のとおりである。 新東名高速道路、東名高速道路、東富士五湖道路、東駿河湾環状道路、国道138号バイパス、西富士道路</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第10節 地域への救援活動 (略)</p> <p>5 応急仮設住宅の建設</p> <p>県は、応急仮設住宅の建設に関する協定に基づき、<u>社団法人プレハブ建築協会</u>、静岡県木造応急仮設住宅建設協議会へ発災時の協力を要請する。</p> <p>(略)</p>	区分	内容	消防用施設の整備及び消火用水対策	・地震発生時に予想される火災から、人命、財産を守るため、消防ポンプ自動車、防火水槽、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用施設の整備を図る。 (略)	(略)	(略)	区分	内容	(略)	(略)	交通規制	(略) ・緊急交通路指定予定路線は次のとおりである。 新東名高速道路、東名高速道路、東富士五湖道路、東駿河湾環状道路、国道138号バイパス、西富士道路	(略)	(略)	<p>18 文化財等の耐震対策 (略)</p> <p>○県は上記の取組を支援するため、<u>文化財建造物に関する専門知識を持つ地域に根ざした人材を「静岡県文化財建造物監理士」として養成し</u>、所有者・市長等の依頼に応じて派遣する。</p> <p>(略)</p> <p>第3章地震防災施設緊急整備計画 (略)</p> <p>第1節 地震防災施設整備方針 (略)</p> <p>1 防災業務施設の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防用施設の整備及び消火用水対策</td> <td>・地震発生時に予想される火災から、人命、財産を守るため、<u>多様な災害にも対応する</u>消防ポンプ自動車、防火水槽、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用施設の整備を図る。 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策 (略)</p> <p>第9節 交通の確保活動 (略)</p> <p>1 陸上交通の確保対策 (略)</p> <p>(3) 交通規制計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>交通規制</td> <td>(略) ・緊急交通路指定予定路線は次のとおりである。 新東名高速道路、東名高速道路、<u>中部横断自動車道</u>、東富士五湖道路、東駿河湾環状道路、国道138号バイパス、西富士道路<u>ほか</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第10節 地域への救援活動 (略)</p> <p>5 応急仮設住宅の建設</p> <p>県は、応急仮設住宅の建設に関する協定に基づき、<u>一般社団法人プレハブ建築協会</u>、静岡県木造応急仮設住宅建設協議会、<u>一般社団法人日本ムービングハウス協会</u>へ発災時の協力を要請する。</p> <p>(略)</p>	区分	内容	消防用施設の整備及び消火用水対策	・地震発生時に予想される火災から、人命、財産を守るため、 <u>多様な災害にも対応する</u> 消防ポンプ自動車、防火水槽、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用施設の整備を図る。 (略)	(略)	(略)	区分	内容	(略)	(略)	交通規制	(略) ・緊急交通路指定予定路線は次のとおりである。 新東名高速道路、東名高速道路、 <u>中部横断自動車道</u> 、東富士五湖道路、東駿河湾環状道路、国道138号バイパス、西富士道路 <u>ほか</u>	(略)	(略)	<p>県事業の終了・新規事業に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>「中部横断自動車道」及び「他」を追加明記する。</p> <p>・一般社団法人日本ムービングハウス協会との災害協定締結（令和6年2月14日）に伴う修正 ・プレハブ建築協会の法人名の修正</p>
区分	内容																														
消防用施設の整備及び消火用水対策	・地震発生時に予想される火災から、人命、財産を守るため、消防ポンプ自動車、防火水槽、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用施設の整備を図る。 (略)																														
(略)	(略)																														
区分	内容																														
(略)	(略)																														
交通規制	(略) ・緊急交通路指定予定路線は次のとおりである。 新東名高速道路、東名高速道路、東富士五湖道路、東駿河湾環状道路、国道138号バイパス、西富士道路																														
(略)	(略)																														
区分	内容																														
消防用施設の整備及び消火用水対策	・地震発生時に予想される火災から、人命、財産を守るため、 <u>多様な災害にも対応する</u> 消防ポンプ自動車、防火水槽、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用施設の整備を図る。 (略)																														
(略)	(略)																														
区分	内容																														
(略)	(略)																														
交通規制	(略) ・緊急交通路指定予定路線は次のとおりである。 新東名高速道路、東名高速道路、 <u>中部横断自動車道</u> 、東富士五湖道路、東駿河湾環状道路、国道138号バイパス、西富士道路 <u>ほか</u>																														
(略)	(略)																														
97	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>																												



5 風水害対策編

頁	旧	新	備考																																				
4	<p>第1章 総則</p> <p>(略)</p> <p>第1節 過去の顕著な災害</p> <p>(略)</p> <p>(2) 低気圧</p> <p>(略)</p> <p>4 土石流</p> <p>(略)</p> <p>4 ○この土石流により被災した範囲は、延長約1km、最大幅約120mにわたり、死者27人、<u>行方不明者1人</u>、住家全壊53棟など甚大な被害をもたらした。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 予想される災害と地域</p> <p>1 風水害</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>流域名</th> <th>流域の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>富士川流域 (一級河川)</td> <td>・富士川は日本三大急流の一つであり、計画洪水流量は北松野で16,600m<sup>3</sup>/sと非常に大きな流量となっている。 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>巴川流域 (二級河川)</td> <td>・巴川は、河道の主要区間が低平地である地形的特徴から排水不良が生じやすいとともに、近年、流域の都市化の進展に伴う洪水流出量の増大により、浸水被害が頻繁に発生している。 ・平成15年、16年、26年と記録的豪雨に見舞われ、床上浸水の被害が発生している。 ・中・下流部の河川沿いは市街化の進展が著しく、河川が氾濫した場合の被害の大きさに比して安全度は未だに十分ではない。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>太田川流域 (二級河川)</td> <td>・太田川流域の主要河川は平地部で堤防を有し、洪水時の水位よりも低い土地が広いため、堤防が決壊すれば七夕豪雨のような甚大な被害が発生する。 ・たびたび、河岸の決壊や内水氾濫を繰り返しており、特に、昭和49年の七夕洪水では87戸の家屋が全壊流出した。 ・下流部の河道掘削、太田川ダム completion、流域でのポンプや貯留施設の整備進捗などにより治水安全度は向上しつつあるが、引続き計画的な整備が必要である。</td> </tr> <tr> <td>天竜川流域 (一級河川)</td> <td>・天竜川は県下最大の河川であり、地質は脆弱で大規模な崩壊地が多いことに加え、地形が急峻なため、土砂生産が活発な河川である。 ・上流部及び一雲済川や安間川などの各支川は流下断面不足等のため相当の降雨量により溢水や低地の浸水のおそれがある。 <u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	流域名	流域の状況	(略)	(略)	富士川流域 (一級河川)	・富士川は日本三大急流の一つであり、計画洪水流量は北松野で16,600m <sup>3</sup> /sと非常に大きな流量となっている。 (略)	(略)	(略)	巴川流域 (二級河川)	・巴川は、河道の主要区間が低平地である地形的特徴から排水不良が生じやすいとともに、近年、流域の都市化の進展に伴う洪水流出量の増大により、浸水被害が頻繁に発生している。 ・平成15年、16年、26年と記録的豪雨に見舞われ、床上浸水の被害が発生している。 ・中・下流部の河川沿いは市街化の進展が著しく、河川が氾濫した場合の被害の大きさに比して安全度は未だに十分ではない。	(略)	(略)	太田川流域 (二級河川)	・太田川流域の主要河川は平地部で堤防を有し、洪水時の水位よりも低い土地が広いため、堤防が決壊すれば七夕豪雨のような甚大な被害が発生する。 ・たびたび、河岸の決壊や内水氾濫を繰り返しており、特に、昭和49年の七夕洪水では87戸の家屋が全壊流出した。 ・下流部の河道掘削、太田川ダム completion、流域でのポンプや貯留施設の整備進捗などにより治水安全度は向上しつつあるが、引続き計画的な整備が必要である。	天竜川流域 (一級河川)	・天竜川は県下最大の河川であり、地質は脆弱で大規模な崩壊地が多いことに加え、地形が急峻なため、土砂生産が活発な河川である。 ・上流部及び一雲済川や安間川などの各支川は流下断面不足等のため相当の降雨量により溢水や低地の浸水のおそれがある。 <u>(新設)</u>	(略)	(略)	<p>第1章 総則</p> <p>(略)</p> <p>第1節 過去の顕著な災害</p> <p>(略)</p> <p>(2) 低気圧</p> <p>(略)</p> <p>4 土石流</p> <p>(略)</p> <p>○この土石流により被災した範囲は、延長約1km、最大幅約120mにわたり、死者28人、住家全壊53棟など甚大な被害をもたらした。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 予想される災害と地域</p> <p>1 風水害</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>流域名</th> <th>流域の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>富士川流域 (一級河川)</td> <td>・富士川は日本三大急流の一つであり、計画洪水流量は北松野で16,600m<sup>3</sup>/sと非常に大きな流量となっている。 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>巴川流域 (二級河川)</td> <td>・巴川は、河道の主要区間が低平地である地形的特徴から排水不良が生じやすいとともに、近年、流域の都市化の進展に伴う洪水流出量の増大により、浸水被害が頻繁に発生している。 ・平成15年、16年、26年、<u>令和4年</u>と記録的豪雨に見舞われ、床上浸水の被害が発生している。 ・中・下流部の河川沿いは市街化の進展が著しく、河川が氾濫した場合の被害の大きさに比して安全度は未だに十分ではない。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>太田川流域 (二級河川)</td> <td>・太田川流域の主要河川は平地部で堤防を有し、洪水時の水位よりも低い土地が広いため、堤防が決壊すれば七夕豪雨のような甚大な被害が発生する。 ・たびたび、河岸の決壊や内水氾濫を繰り返しており、特に、昭和49年の七夕洪水では87戸の家屋が全壊流出し、<u>令和4年の台風15号による記録的豪雨では、床上浸水の被害が多数発生した。</u> ・下流部の河道掘削、太田川ダムの完成、流域でのポンプや貯留施設の整備進捗などにより治水安全度は向上しつつあるが、引続き計画的な整備が必要である。</td> </tr> <tr> <td>天竜川流域 (一級河川)</td> <td>・天竜川は、<u>地質が脆弱</u>で大規模な崩壊地が多いことに加え、地形が急峻で土砂生産が活発な河川である。 ・上流部及び一雲済川や安間川などの各支川は流下断面不足等のため相当の降雨量により溢水や低地の浸水のおそれがある。 <u>令和4年の台風15号による記録的豪雨では、床上浸水の被害が多数発生した。</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	流域名	流域の状況	(略)	(略)	富士川流域 (一級河川)	・富士川は日本三大急流の一つであり、計画洪水流量は北松野で16,600m <sup>3</sup> /sと非常に大きな流量となっている。 (略)	(略)	(略)	巴川流域 (二級河川)	・巴川は、河道の主要区間が低平地である地形的特徴から排水不良が生じやすいとともに、近年、流域の都市化の進展に伴う洪水流出量の増大により、浸水被害が頻繁に発生している。 ・平成15年、16年、26年、 <u>令和4年</u> と記録的豪雨に見舞われ、床上浸水の被害が発生している。 ・中・下流部の河川沿いは市街化の進展が著しく、河川が氾濫した場合の被害の大きさに比して安全度は未だに十分ではない。	(略)	(略)	太田川流域 (二級河川)	・太田川流域の主要河川は平地部で堤防を有し、洪水時の水位よりも低い土地が広いため、堤防が決壊すれば七夕豪雨のような甚大な被害が発生する。 ・たびたび、河岸の決壊や内水氾濫を繰り返しており、特に、昭和49年の七夕洪水では87戸の家屋が全壊流出し、 <u>令和4年の台風15号による記録的豪雨では、床上浸水の被害が多数発生した。</u> ・下流部の河道掘削、太田川ダムの完成、流域でのポンプや貯留施設の整備進捗などにより治水安全度は向上しつつあるが、引続き計画的な整備が必要である。	天竜川流域 (一級河川)	・天竜川は、 <u>地質が脆弱</u> で大規模な崩壊地が多いことに加え、地形が急峻で土砂生産が活発な河川である。 ・上流部及び一雲済川や安間川などの各支川は流下断面不足等のため相当の降雨量により溢水や低地の浸水のおそれがある。 <u>令和4年の台風15号による記録的豪雨では、床上浸水の被害が多数発生した。</u>	(略)	(略)	<p>時点更新によるもの</p> <p>富士川水系河川整備方針との整合</p>
流域名	流域の状況																																						
(略)	(略)																																						
富士川流域 (一級河川)	・富士川は日本三大急流の一つであり、計画洪水流量は北松野で16,600m <sup>3</sup> /sと非常に大きな流量となっている。 (略)																																						
(略)	(略)																																						
巴川流域 (二級河川)	・巴川は、河道の主要区間が低平地である地形的特徴から排水不良が生じやすいとともに、近年、流域の都市化の進展に伴う洪水流出量の増大により、浸水被害が頻繁に発生している。 ・平成15年、16年、26年と記録的豪雨に見舞われ、床上浸水の被害が発生している。 ・中・下流部の河川沿いは市街化の進展が著しく、河川が氾濫した場合の被害の大きさに比して安全度は未だに十分ではない。																																						
(略)	(略)																																						
太田川流域 (二級河川)	・太田川流域の主要河川は平地部で堤防を有し、洪水時の水位よりも低い土地が広いため、堤防が決壊すれば七夕豪雨のような甚大な被害が発生する。 ・たびたび、河岸の決壊や内水氾濫を繰り返しており、特に、昭和49年の七夕洪水では87戸の家屋が全壊流出した。 ・下流部の河道掘削、太田川ダム completion、流域でのポンプや貯留施設の整備進捗などにより治水安全度は向上しつつあるが、引続き計画的な整備が必要である。																																						
天竜川流域 (一級河川)	・天竜川は県下最大の河川であり、地質は脆弱で大規模な崩壊地が多いことに加え、地形が急峻なため、土砂生産が活発な河川である。 ・上流部及び一雲済川や安間川などの各支川は流下断面不足等のため相当の降雨量により溢水や低地の浸水のおそれがある。 <u>(新設)</u>																																						
(略)	(略)																																						
流域名	流域の状況																																						
(略)	(略)																																						
富士川流域 (一級河川)	・富士川は日本三大急流の一つであり、計画洪水流量は北松野で16,600m <sup>3</sup> /sと非常に大きな流量となっている。 (略)																																						
(略)	(略)																																						
巴川流域 (二級河川)	・巴川は、河道の主要区間が低平地である地形的特徴から排水不良が生じやすいとともに、近年、流域の都市化の進展に伴う洪水流出量の増大により、浸水被害が頻繁に発生している。 ・平成15年、16年、26年、 <u>令和4年</u> と記録的豪雨に見舞われ、床上浸水の被害が発生している。 ・中・下流部の河川沿いは市街化の進展が著しく、河川が氾濫した場合の被害の大きさに比して安全度は未だに十分ではない。																																						
(略)	(略)																																						
太田川流域 (二級河川)	・太田川流域の主要河川は平地部で堤防を有し、洪水時の水位よりも低い土地が広いため、堤防が決壊すれば七夕豪雨のような甚大な被害が発生する。 ・たびたび、河岸の決壊や内水氾濫を繰り返しており、特に、昭和49年の七夕洪水では87戸の家屋が全壊流出し、 <u>令和4年の台風15号による記録的豪雨では、床上浸水の被害が多数発生した。</u> ・下流部の河道掘削、太田川ダムの完成、流域でのポンプや貯留施設の整備進捗などにより治水安全度は向上しつつあるが、引続き計画的な整備が必要である。																																						
天竜川流域 (一級河川)	・天竜川は、 <u>地質が脆弱</u> で大規模な崩壊地が多いことに加え、地形が急峻で土砂生産が活発な河川である。 ・上流部及び一雲済川や安間川などの各支川は流下断面不足等のため相当の降雨量により溢水や低地の浸水のおそれがある。 <u>令和4年の台風15号による記録的豪雨では、床上浸水の被害が多数発生した。</u>																																						
(略)	(略)																																						

頁	旧	新	備考
5	<p>3 土石流・地すべり・がけ崩れ</p> <p>○県内で砂防指定地が1,725箇所、地すべり防止区域が190箇所、急傾斜地崩壊危険区域が1,306箇所及び土砂災害警戒区域が18,218箇所(いずれも令和3年度末)指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。(資料編Ⅱ4-2-1~4-2-3、4-2-9参照)</p> <p>(略)</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>第4節 港湾漁港保全災害防除計画</p> <p>(略)</p>	<p>3 土石流・地すべり・がけ崩れ</p> <p>○県内で砂防指定地が1,744箇所、地すべり防止区域が190箇所、急傾斜地崩壊危険区域が1,324箇所及び土砂災害警戒区域が18,242箇所(いずれも令和5年度末)指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。(資料編Ⅱ4-2-1~4-2-3、4-2-9参照)</p> <p>(略)</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>第4節 港湾漁港保全災害防除計画</p> <p>(略)</p>	<p>年次更新による修正</p>
10	<p>併せて、港湾管理者は、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進するとともに、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>第5節 道路・橋りょう・鉄道災害防除計画</p> <p>1 道路・橋りょう</p>	<p>併せて、港湾管理者は、近年の高波災害や<u>気候変動</u>を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進するとともに、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うものとする。</p> <p><u>また、関係者で協働した気候変動適応策の計画的な実施を推進する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第5節 道路・橋りょう・鉄道災害防除計画</p> <p>1 道路・橋りょう</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
10	<p>県下の一般国道及び県道の防災対策として、交通危険箇所の解消を図るため災害防除事業等を実施するとともに、日常的に道路パトロールを実施し、事前通行規制の実施など災害の未然防止に努め、また災害が発生した場合は、早急に交通路確保のため応急措置を実施している。</p> <p>今後も、緊急輸送路の指定状況や迂回路の有無、被災履歴の有無等を勘案し、通行危険箇所の解消を図る方針である。</p> <p><u>平成22年</u>3月末における県管理道路の落石等による道路交通危険箇所数は次のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>県下の一般国道及び県道の防災対策として、交通危険箇所の解消を図るため災害防除事業等を実施するとともに、日常的に道路パトロールを実施し、事前通行規制の実施など災害の未然防止に努め、また災害が発生した場合は、早急に交通路確保のため応急措置を実施している。</p> <p>今後も、緊急輸送路の指定状況や迂回路の有無、被災履歴の有無等を勘案し、通行危険箇所の解消を図る方針である。</p> <p><u>令和6年</u>3月末における県管理道路の落石等による道路交通危険箇所数は次のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。</p> <p><u>県及び市町は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、道路の途絶による被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。</u></p>	<p>年次更新による修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
11	<p>第6節 土砂災害防除計画</p> <p>1 本県の土砂災害対策</p> <p>○本県は、地形的に急峻な山地やがけが多いうえに、断層や破砕帯が発達した脆い地質が広く分布しており、土砂災害警戒区域(土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊)が18,218箇所存在している。</p> <p>○土砂災害から県民の生命と財産を守るため、土砂災害対策施設の整備などのハード対策を実施するとともに、住民の早期避難等を促進するため、土砂災害防止法に基づく区域指定や防災情報の提供などのソフト対策を組み合わせ、総合的な土砂災害対策を推進する。</p> <p>(略)</p>	<p>第6節 土砂災害防除計画</p> <p>1 本県の土砂災害対策</p> <p>○本県は、地形的に急峻な山地やがけが多いうえに、断層や破砕帯が発達した脆い地質が広く分布しており、土砂災害警戒区域(土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊)が18,242箇所存在している。</p> <p>○土砂災害から県民の生命と財産を守るため、土砂災害対策施設の整備などのハード対策を実施するとともに、住民の早期避難等を促進するため、土砂災害防止法に基づく区域指定や防災情報の提供などのソフト対策を組み合わせ、総合的な土砂災害対策を推進する。</p> <p>(略)</p>	<p>年次更新による修正</p>

頁	旧	新	備考
	<p>第11節 盛土災害防除計画</p> <p>県及び市町は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省（不法投棄された廃棄物が盛土に混入している場合に限る。）、農林水産省及び林野庁の支援を得て行うものとする。</p> <p>県及び市町は、<u>盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ</u>、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに<u>是正のための行政指導や行政処分</u>を行うものとする。<u>また</u>、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>(略)</p>	<p>第11節 盛土災害防除計画</p> <p>県及び市町は、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく既存盛土等に関する調査及び盛土</u>による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土等に対する安全性把握のための詳細調査、崩落の危険が確認された盛土等に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省（不法投棄された廃棄物が盛土に混入している場合に限る。）、農林水産省及び林野庁の支援を得て行うものとする。</p> <p>県及び市町は、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ</u>、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに<u>監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置</u>を行うものとする。<u>さらに</u>、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
19	<p>第11節 水防用資機材及び設備の整備運用並びに輸送</p> <p>(略)</p>	<p>第11節 水防用資器材及び設備の整備運用並びに輸送</p> <p>(略)</p>	<p>水防計画書との表現統一に伴う修正</p>

6 火山災害対策編

頁	旧	新	備考																																				
1	<p>I 伊豆東部火山群の火山災害対策計画及びII富士山の火山防災計画 (略)</p> <p>I 伊豆東部火山群の火山災害対策計画</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3章 災害応急対策計画</td> <td>                     噴火警報・噴火予報等の伝達                      避難活動(避難の指示、警戒区域の設定、要配慮者の避難、住民による自主避難、避難所の設置、避難所の運営、避難所における避難生活の確保)                      県の体制(事前配備体制、災害対策本部)                      交通の制限(陸上交通、航空交通、海上交通)                      社会秩序維持活動                      被害拡大防止対策                      継続災害対応計画                 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	(略)	(略)	第3章 災害応急対策計画	噴火警報・噴火予報等の伝達 避難活動(避難の指示、警戒区域の設定、要配慮者の避難、住民による自主避難、避難所の設置、避難所の運営、避難所における避難生活の確保) 県の体制(事前配備体制、災害対策本部) 交通の制限(陸上交通、航空交通、海上交通) 社会秩序維持活動 被害拡大防止対策 継続災害対応計画	(略)	(略)	<p>I 伊豆東部火山群の火山災害対策計画及びII富士山の火山防災計画 (略)</p> <p>I 伊豆東部火山群の火山災害対策計画</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3章 災害応急対策計画</td> <td>                     噴火警報・噴火予報等の伝達                      避難活動(避難の指示、警戒区域の設定、要配慮者の避難、住民による自主避難、<u>広域避難の対応</u>、避難所の設置、避難所の運営、避難所における避難生活の確保)                      県の体制(事前配備体制、災害対策本部)                      交通の制限(陸上交通、航空交通、海上交通)                      社会秩序維持活動                      被害拡大防止対策                      継続災害対応計画                 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	(略)	(略)	第3章 災害応急対策計画	噴火警報・噴火予報等の伝達 避難活動(避難の指示、警戒区域の設定、要配慮者の避難、住民による自主避難、 <u>広域避難の対応</u> 、避難所の設置、避難所の運営、避難所における避難生活の確保) 県の体制(事前配備体制、災害対策本部) 交通の制限(陸上交通、航空交通、海上交通) 社会秩序維持活動 被害拡大防止対策 継続災害対応計画	(略)	(略)	伊豆東部火山群・伊東市広域避難計画の策定に伴う修正																								
(略)	(略)																																						
第3章 災害応急対策計画	噴火警報・噴火予報等の伝達 避難活動(避難の指示、警戒区域の設定、要配慮者の避難、住民による自主避難、避難所の設置、避難所の運営、避難所における避難生活の確保) 県の体制(事前配備体制、災害対策本部) 交通の制限(陸上交通、航空交通、海上交通) 社会秩序維持活動 被害拡大防止対策 継続災害対応計画																																						
(略)	(略)																																						
(略)	(略)																																						
第3章 災害応急対策計画	噴火警報・噴火予報等の伝達 避難活動(避難の指示、警戒区域の設定、要配慮者の避難、住民による自主避難、 <u>広域避難の対応</u> 、避難所の設置、避難所の運営、避難所における避難生活の確保) 県の体制(事前配備体制、災害対策本部) 交通の制限(陸上交通、航空交通、海上交通) 社会秩序維持活動 被害拡大防止対策 継続災害対応計画																																						
(略)	(略)																																						
16	<p>I 伊豆東部火山群の火山災害対策計画 (略)</p> <p>第2章 災害予防計画(平常時対策) (略)</p> <p>第3節 避難計画</p> <p>伊豆東部火山群の火山活動に伴う避難は、「伊豆東部火山群の伊東市避難計画(平成27年2月策定)」及び「伊豆東部火山群の伊豆市避難計画(平成30年10月策定)」により実施する。関係機関は、計画に則り、あらかじめ必要な内容を検討しておく。</p> <p>1 避難計画策定の方針</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動期間(目安)</th> <th>火山活動の想定</th> <th>噴火警戒レベル</th> <th>噴火警報・噴火予報等(例)</th> <th>基本的な対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>平常時</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2、3時間～1週間程度(※)</td> <td>                     マグマの貫入の開始                      ・マグマの貫入を示すわずかな地殻変動                      ・群発地震活動開始                 </td> <td rowspan="2">レベル1(活火山であることに留意)</td> <td>                     ・<u>噴火予報(レベル1(活火山であることに留意))</u> </td> <td>                     ・情報収集                 </td> </tr> <tr> <td>                     相当量のマグマの地殻浅部への貫入                      ・地殻浅部への相当量のマグマの貫入を示す顕著な地殻変動                      顕著な群発地震活動                      ・活発な群発地震活動                      ・震源の浅部への移動                 </td> <td>                     ・地震活動の見通しに関する情報                      ※火山活動が活発化し、レベルを引き上げる際に、レベル1(活火山であることに留意)からレベル2(火山周辺規制)、レベル3(入山規制)の火山周辺警報は発表されず、レベル4(避難準備)又はレベル5(避難)が発表                 </td> <td>                     ・<u>避難行動要支援者の避難準備</u>                      ・<u>福祉避難所の開設準備</u> </td> </tr> </tbody> </table>	活動期間(目安)	火山活動の想定	噴火警戒レベル	噴火警報・噴火予報等(例)	基本的な対応	—	平常時			—	2、3時間～1週間程度(※)	マグマの貫入の開始 ・マグマの貫入を示すわずかな地殻変動 ・群発地震活動開始	レベル1(活火山であることに留意)	・ <u>噴火予報(レベル1(活火山であることに留意))</u>	・情報収集	相当量のマグマの地殻浅部への貫入 ・地殻浅部への相当量のマグマの貫入を示す顕著な地殻変動 顕著な群発地震活動 ・活発な群発地震活動 ・震源の浅部への移動	・地震活動の見通しに関する情報 ※火山活動が活発化し、レベルを引き上げる際に、レベル1(活火山であることに留意)からレベル2(火山周辺規制)、レベル3(入山規制)の火山周辺警報は発表されず、レベル4(避難準備)又はレベル5(避難)が発表	・ <u>避難行動要支援者の避難準備</u> ・ <u>福祉避難所の開設準備</u>	<p>I 伊豆東部火山群の火山災害対策計画 (略)</p> <p>第2章 災害予防計画(平常時対策) (略)</p> <p>第3節 避難計画</p> <p>伊豆東部火山群の火山活動に伴う避難は、「伊豆東部火山群・伊東市広域避難計画(令和6年2月策定)」及び「伊豆東部火山群の伊豆市避難計画(平成30年10月策定)」により実施する。関係機関は、計画に則り、あらかじめ必要な内容を検討しておく。</p> <p>1 避難計画策定の方針</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動期間(目安)</th> <th>火山活動の想定</th> <th>噴火警戒レベル</th> <th>噴火警報・噴火予報等(例)</th> <th>基本的な対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>平常時</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2、3時間～数日(※1)</td> <td>                     マグマの貫入の開始                      ・マグマの貫入を示すわずかな地殻変動                      ・群発地震活動開始                 </td> <td rowspan="2">レベル1(活火山であることに留意)</td> <td>                     ・<u>地震活動の見通しに関する情報※2</u> </td> <td>                     ・情報収集、発信                      ・関係機関等への説明                      ・一般住民、避難行動要支援者及び観光客等に対し地震に関する注意喚起                      ・避難に向けた準備(受入先市町との情報共有)                 </td> </tr> <tr> <td>                     相当量のマグマの地殻浅部への貫入                      ・地殻浅部への相当量のマグマの貫入を示す顕著な地殻変動                      顕著な群発地震活動                      ・活発な群発地震活動                      ・震源の浅部への移動                 </td> <td>                     ・地震活動の見通しに関する情報※2                      ・<u>解説情報</u> </td> <td>                     ・一般住民、避難行動要支援者及び観光客等に対し火山噴火に関する注意喚起                 </td> </tr> </tbody> </table>	活動期間(目安)	火山活動の想定	噴火警戒レベル	噴火警報・噴火予報等(例)	基本的な対応	—	平常時			—	2、3時間～数日(※1)	マグマの貫入の開始 ・マグマの貫入を示すわずかな地殻変動 ・群発地震活動開始	レベル1(活火山であることに留意)	・ <u>地震活動の見通しに関する情報※2</u>	・情報収集、発信 ・関係機関等への説明 ・一般住民、避難行動要支援者及び観光客等に対し地震に関する注意喚起 ・避難に向けた準備(受入先市町との情報共有)	相当量のマグマの地殻浅部への貫入 ・地殻浅部への相当量のマグマの貫入を示す顕著な地殻変動 顕著な群発地震活動 ・活発な群発地震活動 ・震源の浅部への移動	・地震活動の見通しに関する情報※2 ・ <u>解説情報</u>	・一般住民、避難行動要支援者及び観光客等に対し火山噴火に関する注意喚起	伊豆東部火山群・伊東市広域避難計画の策定に伴う修正
活動期間(目安)	火山活動の想定	噴火警戒レベル	噴火警報・噴火予報等(例)	基本的な対応																																			
—	平常時			—																																			
2、3時間～1週間程度(※)	マグマの貫入の開始 ・マグマの貫入を示すわずかな地殻変動 ・群発地震活動開始	レベル1(活火山であることに留意)	・ <u>噴火予報(レベル1(活火山であることに留意))</u>	・情報収集																																			
	相当量のマグマの地殻浅部への貫入 ・地殻浅部への相当量のマグマの貫入を示す顕著な地殻変動 顕著な群発地震活動 ・活発な群発地震活動 ・震源の浅部への移動		・地震活動の見通しに関する情報 ※火山活動が活発化し、レベルを引き上げる際に、レベル1(活火山であることに留意)からレベル2(火山周辺規制)、レベル3(入山規制)の火山周辺警報は発表されず、レベル4(避難準備)又はレベル5(避難)が発表	・ <u>避難行動要支援者の避難準備</u> ・ <u>福祉避難所の開設準備</u>																																			
活動期間(目安)	火山活動の想定	噴火警戒レベル	噴火警報・噴火予報等(例)	基本的な対応																																			
—	平常時			—																																			
2、3時間～数日(※1)	マグマの貫入の開始 ・マグマの貫入を示すわずかな地殻変動 ・群発地震活動開始	レベル1(活火山であることに留意)	・ <u>地震活動の見通しに関する情報※2</u>	・情報収集、発信 ・関係機関等への説明 ・一般住民、避難行動要支援者及び観光客等に対し地震に関する注意喚起 ・避難に向けた準備(受入先市町との情報共有)																																			
	相当量のマグマの地殻浅部への貫入 ・地殻浅部への相当量のマグマの貫入を示す顕著な地殻変動 顕著な群発地震活動 ・活発な群発地震活動 ・震源の浅部への移動		・地震活動の見通しに関する情報※2 ・ <u>解説情報</u>	・一般住民、避難行動要支援者及び観光客等に対し火山噴火に関する注意喚起																																			

頁	旧				新				備考	
	<p>2、3時間 ～2、3日 間</p> <p>マグマが更に浅部へ上昇 ・低周波地震の活発化 ・(通常の地震に減少傾向がみられることもある)</p>	<p>レベル4 (高齢者等避難)</p>	<p>・噴火警報(レベル4(高齢者等避難)) ・火山活動解説資料(噴火の影響範囲等) ・火山の状況に関する解説情報(火山性地震活動の状況等)</p>	<p>・避難対象地域の設定 ・警戒区域の設定 ・避難行動要支援者の避難 ・福祉避難所の開設 ・避難準備情報 ・避難所の開設準備</p>	<p>約24時間</p>	<p>マグマが更に浅部へ上昇 ・低周波地震の活発化 ・(通常の地震に減少傾向がみられることもある)</p>	<p>レベル1(活火山であることに留意)</p>	<p>・地震活動の見通しに関する情報※2 ・解説情報(臨時)</p>	<p>・観光客等に対し避難(帰宅)指示発令 ・災害対策本部設置場所の検討 ・関係機関等への説明及び支援依頼 ・住民等に対し避難準備を呼びかけ ・道路・鉄道・海上交通規制</p>	
	(新設)				<p>約24時間</p>	<p>マグマがごく浅部へ上昇 ・低周波地震の活発化 ・火山性微動の発生 ・(通常の地震に減少傾向がみられることもある)</p>	<p>レベル4(高齢者等避難)</p>	<p>・噴火警報(レベル4(高齢者等避難)) ・火山活動解説資料(噴火の影響範囲等) ・火山の状況に関する解説情報(火山性地震活動の状況等)</p>	<p>・一般住民(自家用車無し)、避難行動要支援者及び避難支援者に対し避難指示発令 ・避難対象地区設定 ・避難対象地区別避難に向けた準備 ・避難誘導 ・受入先市町へ避難者受入れ依頼 ・情報収集、発信 ・避難行動要支援者の避難支援</p>	
<p>2、3時間 ～2、3日 間</p>	<p>噴火の前兆現象 ・低周波地震の多発 ・火山性微動の発生</p>	<p>レベル5(避難)</p>	<p>・噴火警報(レベル5(避難)) ・火山活動解説資料(噴火の影響範囲等) ・火山の状況に関する解説情報(火山性地震活動の状況等)</p>	<p>・避難対象地域の設定 ・警戒区域の設定 ・避難指示・避難誘導 ・陸上・海上交通規制 ・避難所の開設</p>	<p>約48時間</p>	<p>噴火の前兆現象 ・低周波地震の多発 ・火山性微動の発生</p>	<p>レベル5(避難)</p>	<p>・噴火警報(レベル5(避難)) ・火山活動解説資料(噴火の影響範囲等) ・火山の状況に関する解説情報(火山性地震活動の状況等)</p>	<p>・警戒区域の設定 ・避難誘導 ・陸上・海上交通規制 ・一般住民(自家用車有り)に対し避難指示発令 ・警戒区域の設定 ・噴火後の対応について検討</p>	
<p>2、3週間 ～</p>	<p>噴火発生 ○浅海域で噴火発生 ・大きな噴石の飛散 ・ベースサージの発生  ○陸域で噴火発生 ・マグマ水蒸気爆発による大きな噴石の飛散やベースサージの発生 ・スコリア、火山灰の噴出 ・溶岩流出</p>	<p>レベル5(避難)</p>	<p>・噴火警報(レベル5(避難)) ・火山の状況に関する解説情報(噴火の状況等) ・火山活動解説資料(上空からの観測成果等) ・噴火速報</p>	<p>・避難対象地域の設定 ・警戒区域の設定 ・避難指示・避難誘導 ・陸上・海上交通規制 ・避難所の開設</p>	<p>2、3週間 ～</p>	<p>噴火発生 ○浅海域で噴火発生 ・大きな噴石の飛散 ・ベースサージの発生  ○陸域で噴火発生 ・マグマ水蒸気爆発による大きな噴石の飛散やベースサージの発生 ・スコリア、火山灰の噴出 ・溶岩流出</p>	<p>レベル5(避難)</p>	<p>・噴火警報(レベル5(避難)) ・火山の状況に関する解説情報(噴火の状況等) ・火山活動解説資料(上空からの観測成果等)</p>	<p>・警戒区域の設定 ・避難誘導 ・陸上・海上交通規制</p>	
	<p>活動の終息 ・地震活動の低下 ・地殻変動の停止</p>	<p>レベル1(活火山であることに留意)</p>	<p>・噴火予報(レベル1(活火山であることに留意)) ※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げの際に、レベル3(入山規制)、レベル2(火口周辺規制)の火口周辺警報が発表される場合がある。</p>	<p>・避難所の閉鎖(住民帰宅) ・陸上・海上交通規制の解除</p>		<p>活動の終息 ・地震活動の低下 ・地殻変動の停止</p>	<p>レベル1(活火山であることに留意)</p>	<p>・噴火予報(レベル1(活火山であることに留意))※3</p>	<p>・避難所の閉鎖(住民帰宅) ・陸上・海上交通規制の解除</p>	
<p>(略)</p>	<p>※) 複数回にわたってマグマが上昇してくることがあり、活動期間が長くなる場合もある。</p>				<p>(略)</p>	<p>※1 複数回にわたってマグマが上昇してくることがあり、活動期間が長くなる場合もある。 ※2 火山活動が活発化し、レベルを引き上げる際に、レベル1(活火山であることに留意)からレベル2(火口周辺規制)、レベル3(入山規制)の火口周辺警報は発表されず、レベル4(避難準備)又はレベル5(避難)が発表される。 ※3 火山活動が沈静化し、レベルを引き下げの際に、レベル3(入山規制)、レベル2(火口周辺規制)の火口周辺警報が発表される場合がある。</p>				<p>(略)</p>

頁	旧	新	備考								
19	<p><u>5 避難促進施設</u> <u>(新設)</u></p> <p>火山災害警戒地域に指定されている市は、火山対策特別措置法第6条第1項第5号に基づき、火山災害警戒地域内にある施設で、火山現象の発生時に施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地を市地域防災計画に明記するものとする。</p> <p><u>(新設)</u> <u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 噴火警報・噴火予報等の伝達</p> <p>(略)</p>	<p><u>第4節 避難促進施設</u> <u>1 避難促進施設の指定</u></p> <p>火山災害警戒地域に指定されている市は、火山対策特別措置法第6条第1項第5号に基づき、火山災害警戒地域内にある施設で、火山現象の発生時に施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地を市地域防災計画に明記するものとする。</p> <p><u>2 避難促進施設への情報提供、助言</u></p> <p><u>火山災害警戒地域に指定されている市町は、必要に応じて火山防災協議会に意見を求めつつ、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成及び変更並びに避難訓練の実施に関し必要な情報提供、助言等の援助を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 噴火警報・噴火予報等の伝達</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>								
22	<p>図1-1 噴火警報・噴火予報等の伝達系統図 (表1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伝達する情報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>「噴火予報（レベル1（活火山であることに留意））」</li> <li>「地震活動の見通しに関する情報」</li> <li><u>「噴火警報（レベル4（高齢者等避難）」</u></li> <li>「火山活動解説資料」</li> <li>「火山の状況に関する解説情報」</li> <li><u>「火山の状況に関する解説情報」（臨時）</u> <u>(移設)</u></li> <li>「噴火警報（レベル5（避難）」</li> <li>「噴火速報」</li> </ul> <p>※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げの際に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「火口周辺警報（レベル3（入山規制）」</li> <li>「火口周辺警報（レベル2（火口周辺規制）」</li> </ul> <p>が発表される場合がある。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区 分	名 称	伝達する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>「噴火予報（レベル1（活火山であることに留意））」</li> <li>「地震活動の見通しに関する情報」</li> <li><u>「噴火警報（レベル4（高齢者等避難）」</u></li> <li>「火山活動解説資料」</li> <li>「火山の状況に関する解説情報」</li> <li><u>「火山の状況に関する解説情報」（臨時）</u> <u>(移設)</u></li> <li>「噴火警報（レベル5（避難）」</li> <li>「噴火速報」</li> </ul> <p>※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げの際に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「火口周辺警報（レベル3（入山規制）」</li> <li>「火口周辺警報（レベル2（火口周辺規制）」</li> </ul> <p>が発表される場合がある。</p>	<p>図1-1 噴火警報・噴火予報等の伝達系統図 (表1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伝達する情報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>「噴火予報（レベル1（活火山であることに留意））」</li> <li>「地震活動の見通しに関する情報」</li> <li><u>(移設)</u></li> <li>「火山活動解説資料」</li> <li>「火山の状況に関する解説情報」</li> <li><u>「火山の状況に関する解説情報」（臨時）</u></li> <li><u>「噴火警報（レベル4（高齢者等避難）」</u> <u>(移設)</u></li> <li>「噴火警報（レベル5（避難）」</li> <li>「噴火速報」</li> </ul> <p>※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げの際に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「火口周辺警報（レベル3（入山規制）」</li> <li>「火口周辺警報（レベル2（火口周辺規制）」</li> </ul> <p>が発表される場合がある。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区 分	名 称	伝達する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>「噴火予報（レベル1（活火山であることに留意））」</li> <li>「地震活動の見通しに関する情報」</li> <li><u>(移設)</u></li> <li>「火山活動解説資料」</li> <li>「火山の状況に関する解説情報」</li> <li><u>「火山の状況に関する解説情報」（臨時）</u></li> <li><u>「噴火警報（レベル4（高齢者等避難）」</u> <u>(移設)</u></li> <li>「噴火警報（レベル5（避難）」</li> <li>「噴火速報」</li> </ul> <p>※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げの際に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「火口周辺警報（レベル3（入山規制）」</li> <li>「火口周辺警報（レベル2（火口周辺規制）」</li> </ul> <p>が発表される場合がある。</p>	<p>伊豆東部火山群・伊東市広域避難計画の策定に伴う修正</p>
区 分	名 称										
伝達する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>「噴火予報（レベル1（活火山であることに留意））」</li> <li>「地震活動の見通しに関する情報」</li> <li><u>「噴火警報（レベル4（高齢者等避難）」</u></li> <li>「火山活動解説資料」</li> <li>「火山の状況に関する解説情報」</li> <li><u>「火山の状況に関する解説情報」（臨時）</u> <u>(移設)</u></li> <li>「噴火警報（レベル5（避難）」</li> <li>「噴火速報」</li> </ul> <p>※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げの際に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「火口周辺警報（レベル3（入山規制）」</li> <li>「火口周辺警報（レベル2（火口周辺規制）」</li> </ul> <p>が発表される場合がある。</p>										
区 分	名 称										
伝達する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>「噴火予報（レベル1（活火山であることに留意））」</li> <li>「地震活動の見通しに関する情報」</li> <li><u>(移設)</u></li> <li>「火山活動解説資料」</li> <li>「火山の状況に関する解説情報」</li> <li><u>「火山の状況に関する解説情報」（臨時）</u></li> <li><u>「噴火警報（レベル4（高齢者等避難）」</u> <u>(移設)</u></li> <li>「噴火警報（レベル5（避難）」</li> <li>「噴火速報」</li> </ul> <p>※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げの際に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「火口周辺警報（レベル3（入山規制）」</li> <li>「火口周辺警報（レベル2（火口周辺規制）」</li> </ul> <p>が発表される場合がある。</p>										
22	<p>第2節 避難活動</p> <p>1 避難指示</p> <p>伊豆東部火山群では、火山活動が始まる前に、群発地震、地殻の隆起や伸び、温泉や地下水の変化、地熱の上昇、火山性微動等のうちいくつかの現象が発生する。このため、火山活動の状況に応じ、気象庁から発表される噴火警報等に基づき段階的に住民等を安全な地域へ避難させることを避難行動の基本とする。噴火警報（噴火警戒レベル）及び火山活動の状況に応じ、以下のとおり避難対応を行うこととする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施者</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊東市長 熱海市長 伊豆市長</td> <td> <p>(1)住民等の生命及び身体を保護する必要があると認めるときは、住民等に対し<u>避難の指示</u>をする。</p> <p>(2)避難指示をしたときは、直ちに避難指示<u>された地域</u>の住民等に対して、指示の内容を伝達するほか、警察官、海上保安官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。</p> <p>(3)避難指示をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	実施者	内 容	伊東市長 熱海市長 伊豆市長	<p>(1)住民等の生命及び身体を保護する必要があると認めるときは、住民等に対し<u>避難の指示</u>をする。</p> <p>(2)避難指示をしたときは、直ちに避難指示<u>された地域</u>の住民等に対して、指示の内容を伝達するほか、警察官、海上保安官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。</p> <p>(3)避難指示をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。</p>	<p>第2節 避難活動</p> <p>1 避難指示</p> <p>伊豆東部火山群では、火山活動が始まる前に、群発地震、地殻の隆起や伸び、温泉や地下水の変化、地熱の上昇、火山性微動等のうちいくつかの現象が発生する。このため、火山活動の状況に応じ、気象庁から発表される噴火警報等に基づき段階的に住民等を安全な地域へ避難させることを避難行動の基本とする。噴火警報（噴火警戒レベル）及び火山活動の状況に応じ、以下のとおり避難対応を行うこととする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施者</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊東市長 熱海市長 伊豆市長</td> <td> <p>(1)住民等の生命及び身体を保護する必要があると認めるときは、住民等に対し<u>避難指示</u>を<u>発令</u>する。</p> <p>(2)避難指示を<u>発令</u>したときは、直ちに避難指示<u>対象地区</u>の住民等に対して、指示の内容を伝達するほか、警察官、海上保安官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。</p> <p>(3)避難指示を<u>発令</u>したときは、速やかにその旨を知事に通知する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	実施者	内 容	伊東市長 熱海市長 伊豆市長	<p>(1)住民等の生命及び身体を保護する必要があると認めるときは、住民等に対し<u>避難指示</u>を<u>発令</u>する。</p> <p>(2)避難指示を<u>発令</u>したときは、直ちに避難指示<u>対象地区</u>の住民等に対して、指示の内容を伝達するほか、警察官、海上保安官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。</p> <p>(3)避難指示を<u>発令</u>したときは、速やかにその旨を知事に通知する。</p>	<p>伊豆東部火山群・伊東市広域避難計画の策定に伴う修正</p>
実施者	内 容										
伊東市長 熱海市長 伊豆市長	<p>(1)住民等の生命及び身体を保護する必要があると認めるときは、住民等に対し<u>避難の指示</u>をする。</p> <p>(2)避難指示をしたときは、直ちに避難指示<u>された地域</u>の住民等に対して、指示の内容を伝達するほか、警察官、海上保安官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。</p> <p>(3)避難指示をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。</p>										
実施者	内 容										
伊東市長 熱海市長 伊豆市長	<p>(1)住民等の生命及び身体を保護する必要があると認めるときは、住民等に対し<u>避難指示</u>を<u>発令</u>する。</p> <p>(2)避難指示を<u>発令</u>したときは、直ちに避難指示<u>対象地区</u>の住民等に対して、指示の内容を伝達するほか、警察官、海上保安官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。</p> <p>(3)避難指示を<u>発令</u>したときは、速やかにその旨を知事に通知する。</p>										

頁	旧				新				備考	
24	噴火警戒レベル 及び 火山活動の状況	市長の避難対応		一時滞在者に対して (観光客等)	噴火警戒レベル 及び 火山活動の状況	市長の避難対応		一時滞在者に対して (観光客等)	伊豆東部火山群・伊東市広域避難計画の策定に伴う修正	
		住民に対して	(避難行動要支援者)				住民に対して			(避難行動要支援者)
	「レベル1(活火山であることに留意)」で、「地震活動の見通しに関する情報」が発表され、伊東市長・熱海市長・伊豆市長が必要と認めるとき	(レベル4(高齢者等避難)の発表後、直ちに 対応できるよう防災 担当者準備、自主避難 への対応等)	<u>避難準備の呼び掛けを実施する。</u> (福祉避難所の開設を 準備する。) (レベル4(高齢者等 避難)で直ちに 対応できるよう防災 担当者準備、自主避難 への対応等)	(レベル4(高齢者等 避難)で直ちに 対応できるよう防災 担当者準備、自主避難 への対応等)	「レベル1(活火山であることに留意)」で、「地震活動の見通しに関する情報」が発表されたとき	・地震に関する注意喚起 ・関係機関等への説明	・地震に関する注意喚起 ・関係機関等への説明	・地震に関する注意喚起 ・関係機関等への説明		
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	「レベル1(活火山であることに留意)」で、火山に関する解説情報が発表されたとき	火山噴火に関する注意喚起	火山噴火に関する注意喚起	火山噴火に関する注意喚起		
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	「レベル1(活火山であることに留意)」で、火山に関する解説情報(臨時)が発表されたとき	避難準備を呼びかけ	避難準備を呼びかけ	観光客等に対し避難(帰宅)指示		
	「レベル4(高齢者等避難)」が発表されたとき	高齢者等避難を発表する。 <u>(避難所の開設を準備する。)</u>	<u>避難行動要支援者の避難を行う。</u>	避難対象地域への立入禁止及び立入自粛の呼び掛けを実施する。	「レベル4(高齢者等避難)」が発表されたとき	<u>一般住民(自家用車無し)、に対し避難指示</u>	<u>避難行動要支援者及び避難支援者に対し避難指示</u>	避難対象地域への立入禁止及び立入自粛の呼び掛けを実施する。		
	「レベル5(避難)」が発表されたとき	<u>避難指示を行う。</u> (避難対象地域への立入を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。)			「レベル5(避難)」が発表されたとき	<u>一般住民(自家用車有り)に対し避難指示。</u>		(避難対象地域への立入を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。)		
	「レベル5(避難)」が発表された後に噴火し、「レベル4(高齢者等避難)」又は「レベル5(避難)」が発表されたとき	避難指示を継続する。 (新設)			「レベル5(避難)」が発表された後に噴火し、「レベル4(高齢者等避難)」又は「レベル5(避難)」が発表されたとき	避難指示を継続する。 <u>また、避難が完了する前に噴火が発生した場合は、緊急安全確保を発令する。</u>				
	「レベル4(高齢者等避難)」又は「レベル5(避難)」が発表されずに噴火し、「レベル4(高齢者等避難)」又は「レベル5(避難)」が発表されたとき	避難指示を行う。 (避難対象地域への立入を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。)		※自ら噴火を確認した者は、避難指示を待たず、直ちに避難する	「レベル4(高齢者等避難)」又は「レベル5(避難)」が発表されずに噴火し、「レベル4(高齢者等避難)」又は「レベル5(避難)」が発表されたとき	避難指示又は緊急安全確保を発令する。 (避難対象地域への立入を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。)		※自ら噴火を確認した者は、避難指示を待たず、直ちに避難する		
	「レベル3(入山規制)」又は「レベル2(火口周辺規制)」に切り替えられたとき			立入規制地域への立入禁止及び立入自粛の呼び掛けを実施する。	「レベル3(入山規制)」又は「レベル2(火口周辺規制)」に切り替えられたとき			立入規制地域への立入禁止及び立入自粛の呼び掛けを実施する。		
(略)				(略)						
5 避難所の設置 (略)				5 避難所の設置 (略)						

頁	旧	新	備考										
24	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>6 避難所の運営 (略)</p> <p>7 避難所における避難生活の確保 (略)</p> <p>II 富士山の火山防災計画 (略)</p> <p>第2章 災害予防計画(平常時対策) (略)</p>	<p>6 広域避難の対応</p> <table border="1" data-bbox="1225 226 2193 604"> <thead> <tr> <th data-bbox="1225 226 1374 268">実施者</th> <th data-bbox="1374 226 2193 268">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1225 268 1374 342">伊東市長</td> <td data-bbox="1374 268 2193 342"><u>対象となる受入先市町に避難所及び避難経由所の開設と、避難者の受入れを依頼する。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1225 342 1374 415">受入先市町長</td> <td data-bbox="1374 342 2193 415"><u>避難所及び避難経由所を開設し、避難者の受入れを行う。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1225 415 1374 489">県</td> <td data-bbox="1374 415 2193 489"><u>各受入先市町に指定されている鉄道駅と避難所を結ぶシャトルバスの運行を県バス協会に依頼する。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1225 489 1374 604">住民</td> <td data-bbox="1374 489 2193 604"><u>自家用車を持つ世帯は自家用車で地区ごとに設定された受入先市町の避難経由所に移動し、行先の避難所に関する案内を受け、避難する。 自家用車を持たない世帯は鉄道で地区ごとに設定された受入先市町の最寄り駅に移動し、避難所へのシャトルバスに乗車する。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>7 避難所の運営 (略)</p> <p>8 避難所における避難生活の確保 (略)</p> <p>II 富士山の火山防災計画 (略)</p> <p>第2章 災害予防計画(平常時対策) (略)</p>	実施者	内 容	伊東市長	<u>対象となる受入先市町に避難所及び避難経由所の開設と、避難者の受入れを依頼する。</u>	受入先市町長	<u>避難所及び避難経由所を開設し、避難者の受入れを行う。</u>	県	<u>各受入先市町に指定されている鉄道駅と避難所を結ぶシャトルバスの運行を県バス協会に依頼する。</u>	住民	<u>自家用車を持つ世帯は自家用車で地区ごとに設定された受入先市町の避難経由所に移動し、行先の避難所に関する案内を受け、避難する。 自家用車を持たない世帯は鉄道で地区ごとに設定された受入先市町の最寄り駅に移動し、避難所へのシャトルバスに乗車する。</u>	<p>伊豆東部火山群・伊東市広域避難計画の策定に伴う修正</p>
実施者	内 容												
伊東市長	<u>対象となる受入先市町に避難所及び避難経由所の開設と、避難者の受入れを依頼する。</u>												
受入先市町長	<u>避難所及び避難経由所を開設し、避難者の受入れを行う。</u>												
県	<u>各受入先市町に指定されている鉄道駅と避難所を結ぶシャトルバスの運行を県バス協会に依頼する。</u>												
住民	<u>自家用車を持つ世帯は自家用車で地区ごとに設定された受入先市町の避難経由所に移動し、行先の避難所に関する案内を受け、避難する。 自家用車を持たない世帯は鉄道で地区ごとに設定された受入先市町の最寄り駅に移動し、避難所へのシャトルバスに乗車する。</u>												
43	<p>第5節 避難促進施設 (略)</p> <p>2 指定の基準 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画 (略)</p> <p>第2節 避難指示等 (略)</p>	<p>第5節 避難促進施設 (略)</p> <p>2 指定の基準 (略)</p> <p>3 避難促進施設への情報提供、助言</p> <p><u>火山災害警戒地域に指定されている市町は、必要に応じて火山防災協議会に意見を求めつつ、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成及び変更並びに避難訓練の実施に関し必要な情報提供、助言等の援助を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画 (略)</p> <p>第2節 避難指示等 (略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>										
50	<p>8 広域避難</p> <p><u>(移設)</u></p> <p><u>(1) 広域避難の調整と実施</u></p> <p><u>溶岩流からの避難は、自市町内での避難を基本とするが、溶岩流の影響範囲が拡大し、自市町内での避難者の受入が困難である場合は、市町外への広域避難となる。県は避難実施市町と連携し、受入市町との間で広域避難における避難先となる地域について事前の調整を行うものとする。</u></p>	<p>8 広域避難</p> <p><u>溶岩流からの避難は、自市町内での避難を基本とするが、溶岩流の影響範囲が拡大し、自市町内での避難者の受入が困難である場合は、市町外への広域避難となる。県及び受入市町は避難実施市町と連携して、避難先となる受入避難所を決定する。</u></p> <p><u>(1) 基本的な考え方</u></p> <p><u>(移設)</u></p>	<p>広域避難に関する市町協議の結果を反映</p>										

頁	旧	新	備考
	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>広域避難者は、避難実施市町内の一時集結地(避難場所等)へ徒歩又は自家用車等で集合する。また、広域避難先への円滑な避難のために、避難実施市町以外にさらなる中継地を設けることも検討する(図8)。</p> <p>なお、受入避難所の収容可能人数や噴火活動の状況等から、事前に調整された市町以外の県内市町や、山梨県、神奈川県への避難が必要となった場合には、県を通じて広域避難者の受入れを要請する。ただし、更なる広域避難先の拡大が必要となった場合は、国や全国知事会を通じて他の都道府県への受入れを要請する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>・富士山の火山災害においては、火口位置や噴火の状況により影響範囲が大きく異なり避難指示の対象範囲が噴火後でなければ判明しないことから、事前の避難先は定めず、三県や合同会議において調整を行うこととしている。</p> <p>・この事前の調整における広域避難とは、災害対策基本法第61条の4に規定する広域避難及び同法第86条の8に規定する広域一時滞在をいう。</p> <p>・広域避難の実施にあたっては、避難実施市町が受入市町と協議を行う。その協議の相手方については、災害対策基本法第61条の7第1項の規定に基づき県が助言を行う。この助言を円滑に行うため、その方針を事前に定めるものである。</p> <p>・災害対策基本法に規定する広域避難、広域一時滞在の市町長間の個別の協議を妨げるものではない。</p> <p>・想定される火山災害のうち、広域避難者が多く想定される溶岩流からの避難を想定して調整方針を策定し、溶岩流以外の火山災害による広域避難が必要となった際にも、この事前の調整を参考として対応する。</p> <p>(削除)</p> <p>・受入避難所の収容可能人数や噴火活動の状況等から、事前に調整された市町以外の県内市町や、山梨県、神奈川県への避難が必要となった場合には、県を通じて広域避難者の受入れを要請する。ただし、更なる広域避難先の拡大が必要となった場合は、国や全国知事会等を通じて他の都道府県への受入れを要請する。</p> <p>(2) 広域避難の基本的な対応と避難先</p> <p>以下の項目により、広域避難の枠組を定める。</p> <p>ア 基本的な対応(避難対象地域設定と避難開始)</p> <p>富士山は現状では噴火口が存在しないことから、以下の3段階での避難を実施する。</p> <p>①事前避難</p> <p>噴火するまで火口位置が特定できないことを前提とし、第1次避難対象エリア、第2次避難対象エリア及び融雪型火山泥流の到達範囲の一部から避難。</p> <p>詳細は資料編Ⅱ13-4-1のとおり</p> <p>②流下パターンによる避難(噴火開始直後)…③の避難に準じた特定の条件下での避難</p> <p>噴火時に悪天候等で正確な噴火口の位置が特定できず、その特定に時間を要する場合も想定され、その際は概ねの噴火口の位置情報で避難対応を行う必要がある。</p> <p>複数のドリルマップを噴火口の範囲ごとにまとめた「流下パターン」により、概ね24時間以内までの溶岩流影響範囲から避難。</p> <p>詳細は資料編Ⅱ13-4-2のとおり</p> <p>③ハザードマップ等による避難</p> <p>噴火時に火口位置が精度良く特定でき噴火現象が判明した場合には、国土交通省が発表するリアルタイムハザードマップ又は既存のドリルマップに基づき溶岩流の影響範囲から避難。</p> <p>詳細は資料編Ⅱ13-4-3のとおり</p> <p>イ 広域避難先</p> <p>広域避難先については、特定の市町の対一の対応を定めず、広域避難の枠組みとして、受入市町側の複数の市町を一つの単位とした地域を定める。以下の条件を考慮した。</p> <p>・想定する避難者数は流下パターンごとの避難者数、及び富士山東麓、西麓におけるドリルマップのうち最大の影響をうける場合の避難者数とする。</p> <p>・溶岩流による広域避難路の分断の有無(溶岩流の流下範囲を跨ぐ経路を利用しない)</p> <p>・山体周囲に位置する東麓地域3市町、西麓地域2市の相互協力による受入れ。</p>	<p>等は中部9県1市協定を示す。</p>

頁	旧	新	備考
(新設)	<p>噴火直後は最も短時間で離脱できる手段により移動</p> <p>①避難指示の発令</p> <p>一時集結地(避難場所等) 徒歩等により集結し、行政が手配する車両で避難所へ移動</p> <p>②避難の開始 渋滞抑制のため、一般住民は、原則として徒歩で移動</p> <p>③避難の拡大(広域一時滞在) 可能な限り避難車両台数を抑制</p> <p>一時集結地(広域避難)</p> <p>避難所</p> <p>受入市町村</p> <p>噴火直後はある程度幅広く避難指示を出す必要が想定されるが、噴火状況の判断時刻は、リアルタイムハザードマップ等により避難指示対象の絞りこみが可能となる。</p> <p>図8 広域避難の実施概念図</p>	<p>(3) 広域避難先の枠組み</p> <p>ア 想定される溶岩流(流下パターン・ドリルマップ等)毎の避難対象区域</p> <p>想定される溶岩流に対する対象地区の区割り(町丁目、自主防災会等)と避難者数は避難実施市町にて平常時から整理、把握しておく。</p> <p>発災時の避難対象地域や避難者数は無数のケースが想定され、発災時(噴火後)に初めてその範囲や規模が明確になり、更に実際の溶岩流や降灰の影響を考慮して避難方向が定まる。このため、避難対象地域と受入市町との組み合わせについては、この事前の調整内容に留め、避難先となる受入避難所については、噴火後に県及び受入市町が避難実施市町と連携して決定する。</p> <p>イ 受入市町における一時集結地の設置</p> <p>広域避難者は、避難実施市町内の一時集結地(広域避難)へ徒歩又は自家用車等で集合する。広域避難先となる避難所等への円滑な避難のため、受入市町にさらなる中継地として一時集結地(広域避難)を設ける。</p> <p>噴火直後はある程度幅広く避難指示を出す必要が想定されるが、噴火状況の判断時刻は、リアルタイムハザードマップ等により避難指示対象の絞りこみが可能となる。</p> <p>図8 広域避難の実施概念図</p> <p>避難実施市町は県の助言を受けつつ、受入市町に一時集結地(広域避難)の開設と運営を依頼する。なお、一時集結地(広域避難)の開設予定地は資料編Ⅱ13-4-4のとおりとし、発災時に避難規模等に応じて開設する。</p> <p>ウ その他</p> <p>(ア) 県外避難に関する調整</p> <p>県外への広域避難が必要となった際には、災害対策基本法の規定、県地域防災計画火山災害対策編の規定、及び3県協定※に基づき、避難実施市町の要望を踏まえて県が対応していく。</p> <p>(イ) バス協会との協定に基づく災害時の対応</p> <p>県は、県バス協会との協定に基づき、発災時に避難実施市町において避難に必要な車両台数を確保できない場合に、協会への協力要請と運用調整を行う。</p> <p>※3県協定…「富士山火山防災対策に関する協定」(H21.10.29締結)</p> <p>3県が連携して「避難施設の及び避難者の搬送等に関すること」に取り組むと規定</p>	
(新設)			

頁	旧	新	備考
	<p>(新設)</p> <p>(2) 広避避難路の指定</p>	<p>(4) 広域避難先の事前調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受入避難所は原則として、避難が必要となった際に、受入市町が開設する指定避難所とする。</li> <li>・受入市町毎の受入可能人数の算定は、今後市町と調整する。</li> <li>・避難開設する避難所については、状況に応じて、指定避難所以外の施設も活用することができるものとする。</li> <li>・学校を避難所とする場合は、原則として体育館のみを使用し、教室は使用しない。その他の公共施設(公民館等)は管理主体の事務室を除いた部分を使用する。</li> <li>・避難所の開設期間(避難者の受入期間)は、原則として1ヶ月程度とする。それ以降は、状況に応じて、より広範囲での移転も検討する。このため、県は、地域防災計画共通編に基づき、他の都道府県と協議を行う。</li> <li>・避難者の健全な居住環境と受入市町における指定避難所の収容率を早期に確保するために、避難実施市町及び受入市町、県が十分に連携し、応急仮設住宅の迅速な提供及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。</li> <li>・避難所開設等の避難所運営の初動対応(3日間程度を目安)は受入市町による運用を依頼するが、できる限り速やかに避難実施市町が引き継ぐものとする。</li> <li>・食料や資機材については、原則、避難実施市町が準備する(避難者が調達する、避難実施市町が調達する等)こととし、受入市町で別途の備蓄をする必要はない。初動対応時において、既存の備蓄等を受入市町が提供した場合は、避難実施市町がその費用を負担する(災害救助法の適用による)。</li> </ul> <p>(5) 避難実施市町の行政機能の支援について</p> <p>受入市町は、以下の用途の為、避難所や避難場所以外に、庁舎の一部使用や民間施設等の斡旋を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難実施市町の代替庁舎</li> <li>・避難者の相談、各種行政サービス窓口の設置</li> </ul> <p>(6) 広避避難路の指定</p>	

7 大火災対策編

頁	旧	新	備考												
7	<p>I 大火災対策編 (略)</p> <p>第2章 火災予防計画 第1節 消防体制の整備</p> <table border="1" data-bbox="231 464 1181 831"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>消防団の活性化</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の複雑多様化、大規模化に適切に対処するため、消防団の活性化を一層推進する必要がある。</li> <li>・県及び市町は、消防団の<u>施設・装備</u>の整備、青年層や女性について団員への参加促進、機能別団員・分団の導入、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進するものとする。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	消防団の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の複雑多様化、大規模化に適切に対処するため、消防団の活性化を一層推進する必要がある。</li> <li>・県及び市町は、消防団の<u>施設・装備</u>の整備、青年層や女性について団員への参加促進、機能別団員・分団の導入、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進するものとする。</li> </ul>	<p>I 大火災対策編 (略)</p> <p>第1章 総則 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1270 464 2220 831"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>消防団の活性化</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の複雑多様化、大規模化に適切に対処するため、消防団の活性化を一層推進する必要がある。</li> <li>・県及び市町は、消防団の<u>充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実</u>、青年層や女性について団員への参加促進、機能別団員・分団の導入、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進し、<u>消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める</u>ものとする。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	消防団の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の複雑多様化、大規模化に適切に対処するため、消防団の活性化を一層推進する必要がある。</li> <li>・県及び市町は、消防団の<u>充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実</u>、青年層や女性について団員への参加促進、機能別団員・分団の導入、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進し、<u>消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める</u>ものとする。</li> </ul>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
区 分	内 容														
(略)	(略)														
消防団の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の複雑多様化、大規模化に適切に対処するため、消防団の活性化を一層推進する必要がある。</li> <li>・県及び市町は、消防団の<u>施設・装備</u>の整備、青年層や女性について団員への参加促進、機能別団員・分団の導入、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進するものとする。</li> </ul>														
区 分	内 容														
(略)	(略)														
消防団の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の複雑多様化、大規模化に適切に対処するため、消防団の活性化を一層推進する必要がある。</li> <li>・県及び市町は、消防団の<u>充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実</u>、青年層や女性について団員への参加促進、機能別団員・分団の導入、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進し、<u>消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める</u>ものとする。</li> </ul>														

8 大規模事故対策編

頁	旧	新	備考																																				
5	<p>I 道路事故対策計画 第1章 総則 (略) 第3節 予想される事故と地域</p> <p>1 県内の道路状況 (令和3年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>路線数</th> <th>実延長(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車国道</td> <td>3</td> <td>363.0</td> </tr> <tr> <td>一般国道</td> <td>18</td> <td>1,230.1</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>308</td> <td>3,263.9</td> </tr> <tr> <td>市町道</td> <td>109,609</td> <td>32,313.5</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>109,938</td> <td>37,170.5</td> </tr> </tbody> </table>	道路の種類	路線数	実延長(km)	高速自動車国道	3	363.0	一般国道	18	1,230.1	県道	308	3,263.9	市町道	109,609	32,313.5	合計	109,938	37,170.5	<p>I 道路事故対策計画 第1章 総則 (略) 第3節 予想される事故と地域</p> <p>1 県内の道路状況 (令和6年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>路線数</th> <th>実延長(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車国道</td> <td>3</td> <td>370.4</td> </tr> <tr> <td>一般国道</td> <td>18</td> <td>1,230.7</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>310</td> <td>3,275.3</td> </tr> <tr> <td>市町道</td> <td>109,700</td> <td>32,295.5</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>110,031</td> <td>37,171.9</td> </tr> </tbody> </table>	道路の種類	路線数	実延長(km)	高速自動車国道	3	370.4	一般国道	18	1,230.7	県道	310	3,275.3	市町道	109,700	32,295.5	合計	110,031	37,171.9	年次更新による修正
道路の種類	路線数	実延長(km)																																					
高速自動車国道	3	363.0																																					
一般国道	18	1,230.1																																					
県道	308	3,263.9																																					
市町道	109,609	32,313.5																																					
合計	109,938	37,170.5																																					
道路の種類	路線数	実延長(km)																																					
高速自動車国道	3	370.4																																					
一般国道	18	1,230.7																																					
県道	310	3,275.3																																					
市町道	109,700	32,295.5																																					
合計	110,031	37,171.9																																					
5	<p>2 県内の交通量</p> <p>静岡県内における平均交通量は、平日が8,360台/12hである(平成22年道路交通センサス)。また、平均大型車混入率は17.7%である。</p>	<p>2 県内の交通量</p> <p>静岡県内における平均交通量は、平日が7,805台/12hである(令和3年道路交通センサス)。また、平均大型車混入率は18.9%である。</p>	年次更新による修正																																				
5	<p>4 道路交通危険箇所</p> <p>令和4年3月末における県管理道路の落石等による道路交通危険箇所数は次のとおりである。</p>	<p>4 道路交通危険箇所</p> <p>令和6年3月末における県管理道路の落石等による道路交通危険箇所数は次のとおりである。</p>	年次更新による修正																																				